

江府町地域防災計画

資料編

令和4年1月
江府町防災会議

目 次

第 1 章 総則	1
第 2 節 町及び防災関係機関の業務の大綱又は事務.....	1
第 3 節 江府町の概況と災害の記録.....	4
第 2 章 災害予防計画	10
第 2 節 水害予防計画.....	10
第 3 節 土砂災害予防計画.....	19
第 5 節 文化財災害予防計画.....	31
第 6 節 消防計画.....	32
第 8 節 応援協力体制の強化.....	35
第 3 章 災害応急対策計画	49
第 2 節 組織計画.....	49
第 6 節 事前措置計画.....	53
第 8 節 救出計画.....	54
第 1 1 節 物資の受入れ及び供給に関する計画.....	55
第 1 2 節 災害対策資機材等の備蓄・調達.....	58
第 1 3 節 給水計画.....	59
第 1 5 節 応急仮設住宅計画.....	75
第 1 7 節 防疫計画.....	78
第 1 8 節 清掃及び死亡獣畜処理計画.....	79
第 2 0 節 障害物の除去計画.....	80
第 2 4 節 文教対策計画.....	81
第 2 9 節 水防計画.....	82
第 3 0 節 災害救助法の適用及び災害救助体制.....	88
第 4 章 災害復旧計画	93
第 2 節 被災者の生活確保に関する計画.....	93
第 5 章 事故災害等対策計画	94
第 5 節 危険物等災害予防計画.....	94
第 8 節 雪害予防計画.....	96

第1章 総則

第2節 町及び防災関係機関の業務の大綱又は事務

(1) 県の機関

機関名	所在地	電話番号
危機管理局危機管理政策課	鳥取市東町1-271	0857-26-7584
危機管理局危機対策・情報課	鳥取市東町1-271	0857-26-7950
危機管理局原子力安全対策課	鳥取市東町1-271	0857-26-7974
危機管理局消防防災課	鳥取市東町1-271	0857-26-7062
西部総合事務所米子保健所	米子市東福原1-1-45	0859-31-9315
西部総合事務所農林局	米子市糺町1-160	0859-31-9641
西部県税事務所	米子市糺町1-160	0859-31-9601
日野振興センター日野振興局	日野町根雨140-1	0859-72-2083
日野振興センター日野県土整備局	日野町根雨140-1	0859-72-2042
黒坂警察署	日野町下菅242-1	0859-74-0110

(2) 指定地方行政機関

機関名	所在地	電話番号
鳥取労働局	鳥取市富安2-89-9	0857-29-1700
中国四国農政局 鳥取県拠点	鳥取市富安2-89-4	0857-22-3131
中国地方整備局 日野川河川事務所	米子市古豊千 678	0859-27-5484
大阪管区气象台 鳥取地方气象台	鳥取市吉方109鳥取第三地方合同庁舎	0857-29-1311

(3) 自衛隊

機関名	所在地	電話番号
陸上自衛隊(第8普通科連隊)	米子市両三柳2603	0859-29-2161

(4) 指定公共機関

機関名	所在地	電話番号
日本赤十字鳥取県支部	鳥取市東町1-271鳥取県庁第二庁舎	0857-22-4466
日本放送協会鳥取放送局 (米子支局)	米子市角盤町1-76	0859-22-6121
西日本高速道路株式会社 (中国支社米子管理事務所)	米子市赤井手962-2	0859-27-2181

機関名	所在地	電話番号
西日本旅客鉄道株式会社 (JR西日本米子支社)	米子市弥生町2	0859-32-0255
西日本電信電話株式会社 (NTT西日本鳥取支店)	鳥取市湯所町2-258	0857-27-9317
日本通運株式会社(山陰支店)	米子市流通町430-17	0859-37-0255
中国電力株式会社(米子営業所)	米子市加茂町2-51	0859-50-1542

(5) 指定地方公共機関

機関名	所在地	電話番号
日ノ丸自動車株式会社(米子支店)	米子市祇園2-241	0859-32-2121
日本交通株式会社(鳥取営業所)	米子市目久美町36-6	0859-33-9111
株式会社新日本海新聞社 西部本社	米子市両三柳3060	0859-34-8815
日本海テレビジョン放送株式会社	鳥取市田園町4-360	0857-27-2111
株式会社山陰放送	米子市西福原423	0859-33-2111
一般社団法人鳥取県トラック協会	鳥取市丸山219-1	0857-22-2694
株式会社山陰中央新報社 米子総局	米子市東福原2-1-1	0859-34-5211
山陰中央テレビジョン放送 株式会社	松江市西川津町721	0852-23-3434
公益社団法人鳥取県医師会	鳥取市戎町317 鳥取県健康会館内	0857-27-5566
一般社団法人鳥取県LPガス協会	鳥取市千代水1-133	0857-22-3319
一般社団法人鳥取県バス協会	鳥取市丸山町246-10	0857-22-2724
公益社団法人鳥取県看護協会	鳥取市江津318-1	0857-29-8100
一般社団法人鳥取県歯科医師会	鳥取市吉方温泉3-751-5	0857-23-2621
一般社団法人鳥取県助産師会	米子市錦海町2-9-6	0859-31-3624
一般社団法人鳥取県薬剤師会	鳥取市吉方温泉3-751	0857-27-6161

(6) 消防機関

機関名	所在地	電話番号
江府消防署	日野郡江府町大字武庫1390-3	0859-77-2001

(7) その他公共的団体等

機関名	所在地	電話番号
JA鳥取西部江府支所	江府町江尾1945	0859-75-2311
JA鳥取西部日野営農センター	日野町根雨380	0859-72-0338
江府町社会福祉協議会	江府町久連7-1	0859-75-2942

機関名	所在地	電話番号
江府町商工会	江府町江尾	0859-75-2333
鳥取県日野森林組合江府支所	江府町武庫1200-1	0859-75-2129
江尾郵便局	江府町大字江尾2106-3	0859-75-2200
江尾診療所	江府町江尾2088-3	0859-75-2055
日野病院	日野町野田332	0859-72-0351
江府町建設業協会		

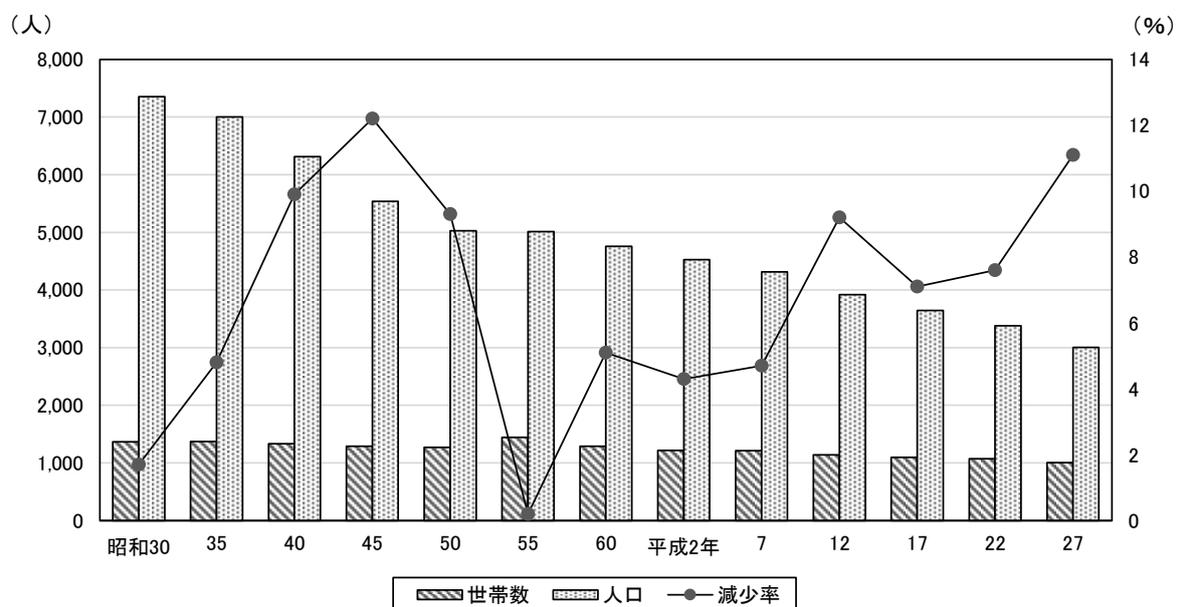
第3節 江府町の概況と災害の記録

1. 世帯数及び人口の推移

年次	世帯数	人口			前回に対する増減		1世帯当り 平均人数	人口密度 1k㎡当り
		総数	男	女	減少数	減少率		
昭和 30	1,367	7,355	3,616	3,739	129	1.7	5.4	59.0
昭和 35	1,371	7,002	3,411	3,591	353	4.8	5.1	56.2
昭和 40	1,333	6,311	3,018	3,293	691	9.9	4.7	50.6
昭和 45	1,291	5,538	2,593	2,945	773	12.2	4.3	44.4
昭和 50	1,268	5,025	2,379	2,646	513	9.3	4.0	40.3
昭和 55	1,444	5,015	2,511	2,504	10	0.2	3.5	40.2
昭和 60	1,289	4,757	2,297	2,460	258	5.1	3.7	38.2
平成 2	1,218	4,528	2,174	2,354	204	4.3	3.7	36.3
平成 7	1,213	4,316	2,057	2,259	212	4.7	3.6	34.6
平成 12	1,138	3,921	1,843	2,078	395	9.2	3.4	31.5
平成 17	1,099	3,643	1,700	1,943	278	7.1	3.3	29.2
平成 22	1,074	3,379	1,558	1,821	264	7.6	3.1	27.1
平成 27	1,007	3,004	1,402	1,602	375	11.1	3.0	24.1

(国勢調査)

※面積 124.52km²(町ホームページ)



2. 高齢化率

(令和3年8月末現在)

部落	男	女	合計
本町一	40.00%	55.00%	48.28%
本町二	35.00%	50.00%	42.50%
本町三	50.00%	58.82%	54.55%
本町四	41.18%	60.00%	51.35%
本町五	46.30%	53.23%	50.00%
新町一	53.06%	43.48%	47.46%
新町二	27.27%	53.85%	41.67%
大万	25.00%	20.00%	22.22%
小江尾	37.70%	50.79%	44.35%
久連	50.00%	48.57%	49.18%
白柱	100.00%	100.00%	100.00%
美女石	21.43%	28.57%	25.40%
佐川	33.33%	46.34%	40.54%
柿原	47.06%	53.49%	50.65%
計	40.04%	50.40%	45.78%
宮市	51.85%	58.97%	56.06%
宮市原	54.55%	76.47%	67.86%
助澤	30.30%	39.29%	34.43%
下蚊屋	42.11%	57.78%	50.60%
笠良原	40.00%	50.00%	44.44%
鏡ヶ成	0.00%	0.00%	0.00%
御机	48.08%	58.00%	52.94%
栗尾	50.00%	90.00%	72.22%
美用	46.43%	50.00%	48.44%
小原	60.87%	86.67%	71.05%
杉谷	62.96%	77.78%	70.37%
貝田	42.42%	55.07%	48.89%
計	46.42%	59.36%	53.09%

部落	男	女	合計
下安井	42.50%	60.00%	51.76%
洲河崎	44.44%	45.00%	44.74%
荒田	54.55%	68.42%	60.98%
半の上	35.71%	58.33%	46.15%
高谷	0.00%	16.67%	11.11%
宮の前	14.29%	41.67%	31.58%
武庫	36.96%	39.62%	38.38%
武庫第2	0.00%	0.00%	0.00%
新道	32.35%	50.00%	40.63%
一旦	36.84%	54.55%	46.34%
計	38.06%	47.23%	42.86%
池の内	42.00%	56.45%	50.00%
尾之上原	44.44%	61.29%	52.24%
日の詰	38.46%	53.57%	46.30%
深山口	66.67%	66.67%	66.67%
計	42.61%	57.26%	50.21%
吉原	61.54%	66.67%	63.83%
西成	38.46%	50.00%	44.44%
袋原	33.33%	66.67%	50.00%
大河原	62.50%	75.00%	69.23%
計	51.85%	67.09%	59.38%
合計	42.26%	53.44%	48.21%

3. 災害履歴

(1) 平成12年10月6日発生 鳥取県西部地震の概況

(鳥取県防災危機管理課発表「平成12年鳥取県西部地震」の概要より)

2000年10月6日(金)13時30分、鳥取県西部地区を震源地とする地震発生。

- ・規模 マグニチュード7.3 (昭18 鳥取大地震M7.2)
- ・震度
 - 6強 境港市、日野町
 - 6弱 西伯町、溝口町、会見町、岸本町、淀江町、日吉津村、日南町、**江府町**
 - 5強 米子市
 - 5弱 中山町、大栄町、東郷町、関金町、北条町、東伯町、大山町、名和町、赤碕町
 - 4 三朝町、羽合町、青谷町、鹿野町、気高町、智頭町、河原町、船岡町、郡家町、用瀬町、福部村、岩美町、国府町、鳥取市
 - 3 泊村、倉吉市、八東町、佐治村

●被害状況（平成14年2月28日現在）

機関名	鳥 取 県			区分			被害	
災害名	平成12年鳥取県西部地震			そ の 他	田	流出・埋没 冠水	h a	
	区分				畑	流出・埋没 冠水	h a	
人的被害	死者		人			文教施設	箇所	169
	行方不明者		人			病院	箇所	17
	負傷者	重傷	人		31	道路	箇所	581
軽傷		人	110		橋りょう	箇所	20	
住家被害	全壊		棟		393	河川	箇所	48
			世帯		401	港湾	箇所	91
	半壊		人			砂防	箇所	30
			棟		2,491	清掃施設	箇所	6
			世帯	2,582	崖くずれ	箇所	348	
	一部破損		人		鉄道不通	箇所	1	
			棟	14,184	被害船舶	隻	5	
			世帯		水道	戸	5,744	
	床上浸水		棟		電話	回線	134	
			世帯		電気	戸	9,277	
			人		ガス	戸	71	
	床下浸水		棟		ブロック塀等	箇所		
世帯				空港	箇所	1		
人				り災世帯数	世帯	3,754		
非住家	公共建物	棟	169	り災者数		人		
	その他	棟	2,899	火災発生	建物	件		
都道府県災害対策本部		名称	鳥取県災害対策本部		危険物	件		
		設置	10月6日13時30分		その他	件		
		解散	11月2日19時40分	公共文教施設		千円	859,605	
災害対策本部設置市町村	別紙のとおり			農林水産業施設		千円	7,318,802	
				公共土木施設		千円	23,068,048	
				その他の公共施設		千円	5,442,278	
				小計		千円	36,688,733	
	計	団体	19	公共施設被害市町村数		団体		
災害救助法適用市	米子市、境港市、西伯町、会見町、日野町、溝口町			その他	農林被害	千円	200,811	
					林産被害	千円	63,216	
					畜産被害	千円	80,490	
					水産被害	千円	1,359,258	
					商工被害	千円	1,819,570	
	計	団体	6		その他	千円	9,631,679	
消防職員出動延人数		人	1,406	被害総額		千円	49,843,757	
消防団員出動延人数		人	2,502					
備考								

●建物被害状況市町村内訳（2月28日現在）

市町村名		全壊 (棟)	半壊 (棟)	一部破損 (棟)	非住家	
					公共	その他
岩美郡	鳥取市					
	国府町					
	岩美町					
	福部村					
八頭郡	郡家町					
	船岡町					
	河原町					
	八東町					
	若桜町					
	用瀬町					
	佐治村					
	智頭町			1		
	気高郡	気高町				
鹿野町						
青谷町						
	倉吉市			30		1
東伯郡	羽合町					
	泊村			1		
	東郷町					
	三朝町			3	1	
	関金町			5		
	北条町			2		
	大栄町			8		
	東伯町			5		
	赤碕町					
	米子市	103	1,087	5,902	3	320
	境港市	71	287	1,291		419
西伯郡	西伯町	40	392	1,208	2	217
	会見町	2	43	879	1	70
	岸本町		10	1,097	12	67
	日吉津村	1	12	281	9	8
	淀江町			411		
	大山町		1	120		6
	名和町		1	19		
	中山町			7		
日野郡	日南町		12	368	16	63
	日野町	129	441	945	60	1,515
	江府町		1	847	43	
	溝口町	47	204	754	22	213
計		393	2,491	14,184	169	2,899

●市町村による避難勧告の状況

災害対策基本法に基づく避難勧告の状況は、次のとおり。

①日南町

勧告日時及び対象	解除日時及び対象
10月 6日(金)16時30分 菅沢地区：3世帯 7名	10月 8日(日)10時00分 すべて解除

→全地域の避難勧告について既に解除。

②日野町

勧告日時及び対象	解除日時及び対象
10月 6日(金)19時00分 根雨1区：20世帯 31名 根雨2区：3世帯 6名	10月13日(金)16時50分 すべて解除
10月10日(火)13時00分 本郷地区：10世帯 40名 及び7事業所	10月13日(金)16時52分 すべて解除

→全地域の避難勧告について既に解除。

③溝口町

勧告日時及び対象	解除日時及び対象
10月 7日(土)15時30分 大坂地区：2世帯 10名	10月18日(水)17時00分 すべて解除
10月 8日(日)11時33分 父原地区：4世帯 18名	10月11日(水) 8時00分 1世帯 8名について解除 10月24日(火)18時30分 2世帯 3名について解除
11月 2日(木) 8時50分 大坂地区：1世帯 7名	11月 3日(金)16時30分 解 除

→父原地区(1世帯7名)に対しての勧告は継続中。(平成14年2月28日現在)

④米子市

勧告日時及び対象	解除日時及び対象
10月12日(木)14時10分 米子市宗像：1世帯 3名	12月22日(金) 9時45分 解 除
10月12日(木)15時46分 米子市宗像：2世帯 5名	11月16日(木)13時30分 1世帯 2名について解除 11月16日(木)15時30分 1世帯 3名について解除
10月14日(土)13時40分 米子市青木：2世帯 8名	11月 3日(金)13時00分 すべて解除

→全地域の避難勧告について既に解除。

第2章 災害予防計画

第2節 水害予防計画

1. 治山事業の現況(工事完了地区一覧)

令和3年3月 31 日現在

(1)山腹崩壊危険地区

番号表示	地区名	国・民	大字	字	危険地区 面積	人家 数	公共用施設 種類 1	公共用施設 数量 1	危険地区 の危険度	道路種別	工事 完了	年度	事業名
久連 1 C	久連 1	民	久連	久連	2.25	5			C	なし	○	H25	災害関連緊急治山
俣野 2 B	俣野 2	民	俣野	池の内	0.25	10			B	なし	○	H22	予防治山
貝田 1 C	貝田 1	民	貝田		0.25	0			C	その他	○	H15	復旧治山
俣野 1 B	俣野 1	民	俣野	深山口	4.5	0			B	その他	○	H25,H27	復旧治山、災害関連緊急治山
俣野 10 C	俣野 10	民	俣野	日の詰	5.75	2			C	県道	○	H29	復旧治山
洲河崎 4 C	洲河崎 4	民	洲河崎		4.75	0			C	町道	○	H8	復旧治山
俣野 3 B	俣野 3	民	俣野	池の内	0.75	26			B	町道	○	S59	予防治山
久連 2 A	久連 2	民	久連	久連	8.25	8	保育園	1	A	町道	○	H11~13	地域防災、予防治山
江尾 2 B	江尾 2	民	江尾	本町一丁目	0.5	36			B	林道	○	H10,11,23	地域防災、予防治山
江尾 1 B	江尾 1	民	江尾	新町一丁目	0.75	16			B	町道	○	H13,14,18	環境防災林
江尾 5 B	江尾 5	民	江尾	本町五丁目	0.75	22			B	町道	○	H15	地域防災
吉原 2 B	吉原 2	民	吉原	吉原	4.75	19			B	町道	○	H23~26	復旧治山
柿原 1 C	柿原 1	民	柿原		0.5	9			C	町道	○	H9	災害関連緊急治山
俣野 6 C	俣野 6	民	俣野	日の詰	1	6			C	県道,町道	○	H26	復旧治山
俣野 7 C	俣野 7	民	俣野	日の詰	1.75	5			C	県道,町道	○	H29	復旧治山

(2) 崩壊土砂流出危険地区

番号表示	地区名	国・民	大字	字	流出区間 延長	危険地区 面積	人家 数	公共用施設 _種類 1	道路_種類 1	危険地区 の危険度	道路種別	工事 完了	年度	事業名
御机 2 C	御机 2	民	御机	御机	1321	23.778	0		主要地方道	C	主要地方道	○	S47	復旧治山
久連 1 B	久連 1	民	久連	久連	1074	13.5324	5			B	なし	○	S47	予防治山
美用 1 C	美用 1	民	美用	栗尾	432	5.0544	1			C	なし	○	H12	復旧治山
久連 2 C	久連 2	民	久連	久連	208	1.8096	0		その他	C	その他	○	H25,H27	災害関連、復旧治山
久連 3 C	久連 3	民	久連	久連	330	3.069	0		その他	C	その他	○	H25,H27	災害関連、復旧治山
助沢 1 C	助沢 1	民	助沢		115	0.897	1			C	なし	○	H12	復旧治山
助沢 2 C	助沢 2	民	助沢		51	0.4131	0		国道	C	国道	○	H25,H27	災害関連、林地荒廃
助沢 3 C	助沢 3	民	助沢		50	0.465	0		国道	C	国道	○	H26,H27	林地荒廃
下蚊屋 1 B	下蚊屋 1	民	下蚊屋		225	2.16	0		その他	B	その他	○	H27	復旧治山
御机 1 B	御机 1	民	御机	笠良原	4327	68.7993	11		国道	B	国道,主要 地方道,県 道	○	S34,~,H5	崩壊復旧、復旧治山等
吉原 1 C	吉原 1	民	吉原	吉原	971	24.4692	0		主要地方道	C	主要地方道	○	S52,~,S62	復旧治山
御机 3 B	御机 3	民	御机	御机	1123	12.4653	0		主要地方道	B	主要地方 道,町道	○	S44,H14,H25	復旧治山,林地荒廃
武庫 3 C	武庫 3	民	武庫	半の上	597	6.0894	3		国道	C	国道,林道, 町道	○	H13	復旧治山
下安井 1 B	下安井 1	民	下安井		447	5.4981	48		林道	B	林道,町道	○	S47	予防治山
久連 7 C	久連 7	民	久連	久連	327	2.8449	1		町道	C	町道	○	H9	地域防災
久連 4 C	久連 4	民	久連	久連	412	3.708	4		町道	C	町道	○	H25,H26	復旧治山
俣野 6 A	俣野 6	民	俣野	池の内	842	8.5884	39		県道	A	県道	○	S60	予防治山
下蚊屋 3 C	下蚊屋 3	民	下蚊屋		207	1.863	6		国道	C	国道	○	S40	復旧治山
俣野 2 B	俣野 2	民	俣野	深山口	555	5.661	0		県道	B	県道	○	H27	復旧治山
俣野 10 C	俣野 10	民	俣野	日の詰	750	6.525	0		林道	C	林道,町道	○	S63,H1,H3	水源地域、災害関連
武庫 5 B	武庫 5	民	武庫	半の上	72	0.5184	13		国道	B	国道	○	S30,H11	崩壊復旧、復旧治山
下蚊屋 4 B	下蚊屋 4	民	下蚊屋		196	1.6464	12		国道	B	国道	○	S46	予防治山

(3)地すべり危険地区

番号表示	地区名	国・民	大字	字	地すべり面積	人家数	道路_種類 1	道路_数量 1	危険地区の危険度	工事完了	年度	事業名
俣野 B	俣野	民	俣野	三平山ウレイ シ平	2.3	0	広域農道	91	B	○	S60	緊急治山

2. 砂防指定箇所一覧

令和3年3月31日現在

整理番号	水系名	幹川名	溪流名	指定年	月	日	指定番号	危険溪流	延長	面積	河川敷	山林 国有林	公民 有林	道路 等	その他 国有地	公民 有地	備考	直轄	管内	
1	日野川	日野川	荒田川	23	5	20	総 95		3120	2.8626	2.652		0.0703			0.1403			日野	実施中
2	日野川		俣野川	23	7	16	建 3		13510	26.2214	21.616		3.2817			1.3237		2	日野	実施済
3	日野川		小江尾川	23	7	16	建 3		8250	15.8005	15.2625		0.2243			0.3137		2	日野	実施済
4	日野川		大江川	23	7	16	建 3		8550	13.209	12.9293		0.0387		0.007	0.234		2	日野	実施済
5	日野川		船谷川	23	7	16	建 3		10060	24.23	21.122		0.17			2.938		2	日野	実施済
6	日野川		深山口川	30	2	28	建 156		5220	30.645	30.25					0.395		2	日野	実施済
7	日野川		美用谷川	31	12	1	建 1850		2290	10.6637	10.305					0.3587		2	日野	実施済
8	日野川		吉ヶ谷川	34	12	14	建 2465		890	5.3173	4.895		0.2987	0.0113		0.1123		2	日野	実施済
9	日野川		切詰山川	34	12	14	建 2465		1030	5.9433	5.665		0.095			0.1833		2	日野	実施済
10	日野川		日の詰川	34	12	14	建 2465		1910	4.0424	3.82			0.0017		0.2207		2	日野	実施中
11	日野川		尾の上原川	34	12	14	建 2465		2740	6.3719	6.125		0.0583	0.0053		0.1833		2	日野	実施中
12	日野川	日野川	三谷川	43	2	19	建 202		3500	6.58	1.28		0.29	0.43		4.58			日野	計画中
13	日野川	日野川	南谷川	43	2	19	建 202		1500	1.89	1.5		0.13	0.01		0.25			日野	実施済
14	日野川		久那谷川	43	2	19	建 202		2300	7.56	3.6		0.57	0.17		3.22		2	日野	実施済
15	日野川		足谷川	49	4	13	建 582		260	0.96	0.1		0.26	0.1		0.5		2	日野	実施済
16	日野川	日野川	寺谷川	49	4	13	建 582		1200	2.5	0.5		0.4	0.2		1.4			日野	実施済
17	日野川	日野川	宮ノ谷川	49	4	13	建 582		900	2.3	0.2		0.1	0.5		1.5			日野	実施済
18	日野川	日野川	大谷川	49	4	13	建 582		1500	3.6	0.5		0.4	0.3		2.4			日野	計画中
19	日野川	日野川	ハセン川	49	4	13	建 582		1000	2.3	0.4			0.2		1.7			日野	計画中

整理 番号	水系名	幹川名	溪流名	指 定 年	月	日	指 定	番 号	危 険 溪 流	延 長	面 積	河 川 敷	山 林 国 有 林	公 民 有 林	道 路 等	そ の 他 国 有 地	公 民 有 地	備 考	直 轄	管 内	
20	日野川		細谷川	49	12	23	建	1544		200	0.86	0.36		0.5					2	日野	実施済
21	日野川	日野川	奥市川	50	1	24	建	52	1	1600	3.75	0.8		0.28	0.23		2.44			日野	実施済
22	日野川	日野川	白尾川	50	1	24	建	52		950	1.9	0.25		0.15	0.08		1.42			日野	計画中
23	日野川	俣野川	武庫谷川(山ノ神谷川)	50	1	24	建	52	1	350	0.7	0.07		0.21	0.02		0.4		2	日野	実施中
24	日野川	船谷川	中坂谷川	52	3	18	建	353		300	0.9	0.34		0.01	0.5		0.05			日野	計画中
25	日野川		蛇谷川	58	8	2	建	1346			2.2	0.41		0.06	0.06		1.67		2	日野	実施済
26	日野川		背戸谷川	59	11	12	建	1532		166	0.83	0.04		0.71	0.01		0.07		2	日野	実施済
27	日野川	日野川	東谷川	62	3	16	建	671		290	0.9	0.08		0.2	0.05		0.57			日野	実施済
28	日野川		分田川	102	5	25	建	1121		602.3	3.72	0.31		1	0.14		2.27		2	日野	実施済
29	日野川	日野川	中祖谷川	103	4	16	建	1054		600	13.96	0.16		13.77	0.02		0.01			日野	実施済
30	日野川	日野川	谷山川	104	3	25	建	836		341	0.58	0.16			0.02		0.4			日野	計画中
31	日野川	小江尾川	鏡谷川	106	11	28	建	2262			0.98		0.98						2	日野	実施済
32	日野川	荒田川	ナラ原川	116	6	9	国	629	1	185	1			1				保安林		日野	実施済
33	日野川	日野川	竜王谷川	122	3	1	国	118	1	260	3.07	0.02		2.97	0.01		0.07			日野	実施済
34	日野川	日野川	川平山谷川	126	9	16	国	902		92	0.16	0.01		0.07			0.08	標柱		日野	計画中
35	日野川	宮ノ谷川	ショウブ谷川	129	1	31	国	63		750	7.71	0.05		7.33	0.09		0.24	面+標柱		日野	実施中
36	日野川	ハセン川	出ノ上川	129	1	31	国	63		650	8.16			7.60	0.03		0.53	標柱指定		日野	実施中
37	日野川	日野川	吹山谷川	129	1	31	国	63		340	2.78	0.01		2.74	0.01		0.02	面+標柱		日野	実施済
38	日野川	船谷川	美用谷川	203	9	15	国	1265	1	1432	7.70	2.03		0.74	0.29		4.64	標柱	2	日野	計画中
										77,406.30	227.16	145.79	0.98	44.99	3.20	0.01	32.19				

3. 重要水防区域

(平成 24 年4月1日現在)

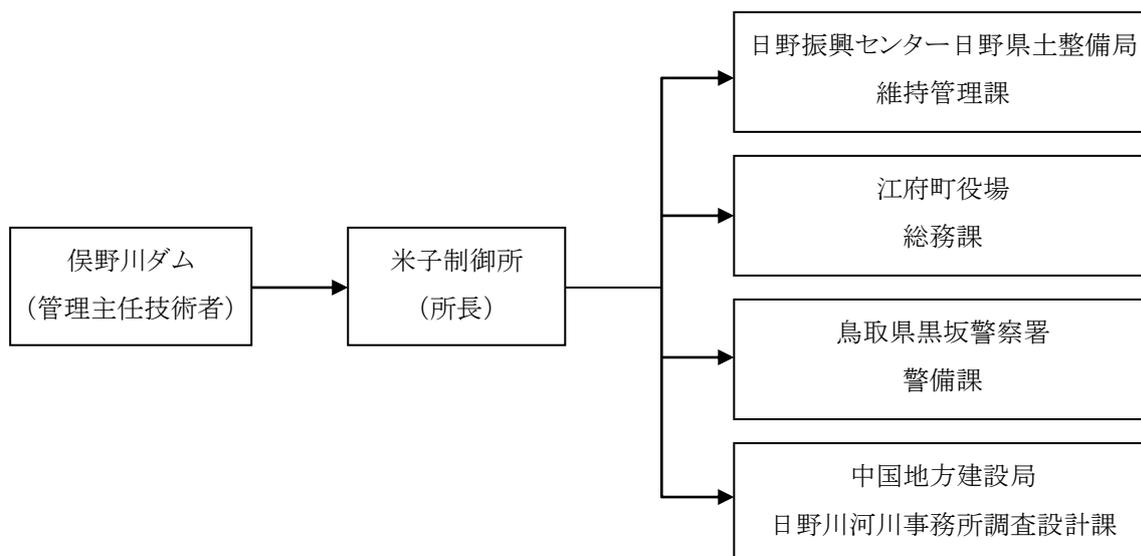
河川名	災害危険区域及び延長対策工法等					重要度
	区域	左右別	延長(m)	予想される危険	工法	
日野川	久連 ～	左岸 右岸	150	溢水	積土俵工	A
日野川	洲河崎 ～	左岸 右岸	200	溢水・洗掘	木流工 積土俵工	A
小江尾川	大河原 ～	左岸 右岸	130 130	溢水・洗掘	木流工 積土俵工	B
俣野川	武庫 ～	左岸 右岸	700 450	溢水・決壊	木流工 積土俵工	B
日野川	久連	左岸 右岸	200 500	洗掘	木流工	B
〃	下安井	左岸	1,000	溢水	積土俵工	B
船谷川	江尾	左岸 右岸	100 100	〃	〃	B
俣野川	下蚊屋	左岸	400	決壊	木流工	B

4. 俣野川ダムにおける水位観測所及び連絡系統等

(1) 放流の際の関係機関に対する通知先

	通知の相手先		通知の方法	摘要
	名称	担当機関の名称		
(一)	鳥取県知事	日野振興センター日野県土整備局	模写伝送 装置	
	江府町長	江府町役場総務課		
	鳥取県黒坂警察署長	黒坂警察署警備課		
(二)	中国地方建設局長	日野川河川事務所調査設計課		

(2)放流の際の関係機関に対する通知系統図



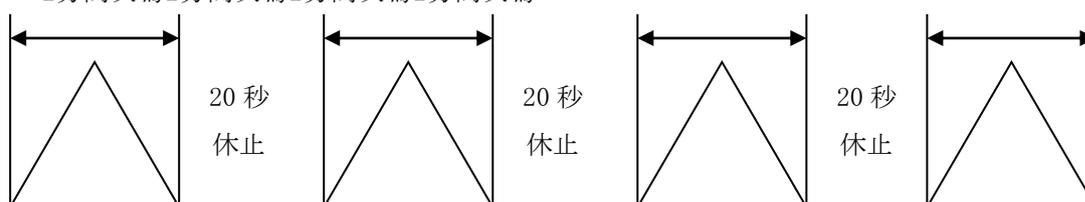
「注」()内の管理主任技術者及び所長は、責任者を示す。

(3)放流の際の一般に周知させるための措置

サイレンの名称	サイレンの位置	サイレンの構造又は能力	摘要
第1号サイレン	鳥取県日野郡江府町大字武庫字 奥河原平ラ(俣野川ダム中央部)	サイレン 0.75kw×1台	拡声装置 併設
第2号サイレン	鳥取県日野郡江府町大字武庫字 家ノ前(俣野川右岸)	サイレン疑似音拡声方式(ア ナウンス装置付き)30w×2台	

(4)サイレン1回当たりの吹鳴方法(5分間)

1分間吹鳴1分間吹鳴1分間吹鳴1分間吹鳴



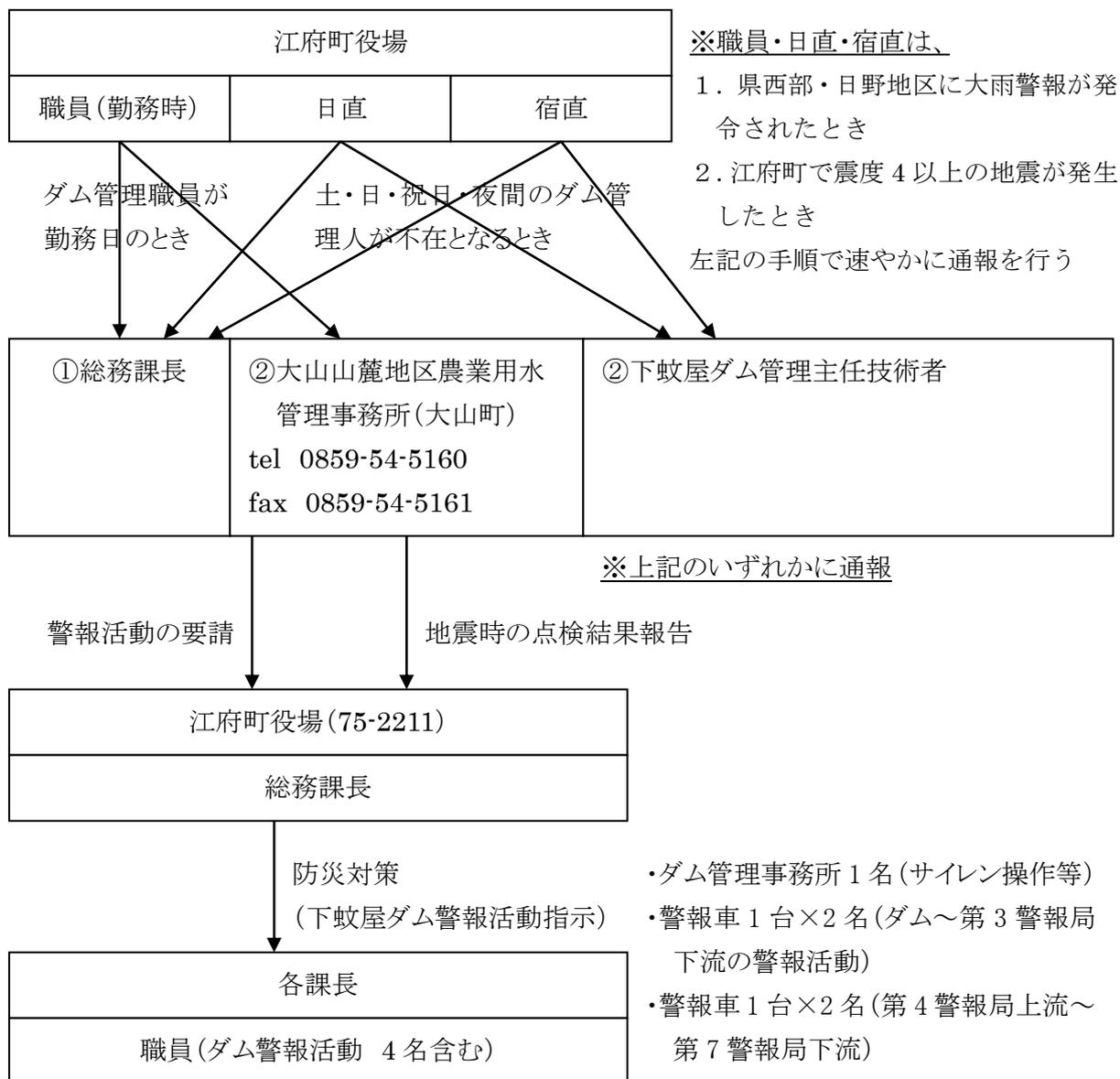
(5)観測施設一覧

観測すべき事項	観測施設			観測の回数	摘要
	名称	位置	構造又は能力		
貯水位及び流入量	俣野川調整池水位観測所	鳥取県日野郡江府町大字武庫字奥河原平ラ(俣野川ダム)	有線遠隔自記水位計	毎日1回(洪水時、洪水警戒時及び予備警戒時においては60分ごとに1回)	流入量は第9条の規定により、流量は水位の測定結果に基づきそれぞれ算定する。
水位及び流量	俣野川水位観測所	鳥取県日野郡江府町大字俣野字小机平(俣野川右岸)	ロボットテレメーター付き現場自記水位計		
降水量	深山口川水位観測所	鳥取県日野郡江府町大字俣野字前五明(深山口右岸)			
	俣野川ダム雨量観測所	鳥取県日野郡江府町大字武庫字奥河原平ラ	有線遠隔自記雨量計		
積雪の深さ	古屋敷雨量観測所	鳥取県日野郡江府町大字俣野字奥田	ロボットテレメーター付き現場自記雨量計	少なくとも1月、2月及び3月中に各1回	
	俣野川ダム雪量観測所	鳥取県日野郡江府町大字武庫字奥河原平ラ	積雪尺		

5. 下蚊屋ダム警報活動マニュアル

(平成 15 年 4 月 1 日から)

下蚊屋ダム管理について、関係 1 市 3 町からのダムの設置場所である江府町に事務委任される。それに伴い、江府町から大山山麓地区土地改良区連合に操作委託することから、土地改良区連合に一時的に協力し、警報活動を行うことが生じるため、その連絡体制を次のように定める。



6. 水害常襲地帯

(1) 耕地保全にかかるもの

種別	地区名	現況	対策事項
農業用施設関係水路	佐川	山腹急斜面を素掘水路が通っており豪雨ごとに崩壊する。 受益面積 18ha 延長 2 km	コンクリート張り、必要箇所に 応じて水路護岸を設置
	米金	〃 受益面積 29ha 延長 10 km	〃
	宮原	〃 受益面積 10ha 延長 2 km	〃

第3節 土砂災害予防計画

1. 地すべり危険箇所

番号	箇所名	河川名			位置	人家戸数	危険度
		水系名	幹川名	溪流名	大字		
1	俣野	〃	俣野川	尾ノ上原	俣野	31	C

2. 土石流危険溪流一覧表

番号	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地	保全対象		危険度分類	備考
						人家戸数	公共施設等		
1	1-3-38-19	日野川	三谷川	東谷川	上柿原	15	公民館	A	
2	1-3-38-20	〃	〃	家奥谷川	下柿原	5		A	
3	1-3-38-21	〃	日野川	大陸谷川	佐川	14(23)	江尾小学校	B	
4	1-3-38-22	〃	〃	出の上川	〃	0(5)		A	
5	1-3-38-23	〃	〃	ハセン谷川	〃	10(14)	佐川公民館	A	
6	1-3-38-24	〃	〃	谷山川	〃	4	〃	A	
7	1-3-38-25	〃	〃	大谷川	久連	5		B	
8	1-3-38-26	〃	〃	奥市川	江尾	16		B	
9	1-3-38-27	〃	〃	一反谷川	一反	13	一反公民館	A	
10	1-3-38-28	〃	三谷川	中祖谷川	洲河崎	13		A	
11	1-3-38-29	〃	〃	洲河崎小谷川	〃	0(7)	公民館	A	
12	1-3-38-30	〃	〃	洲河崎小谷川	〃	10		A	
13	1-3-38-31	〃	〃	荒田川	荒田	6(12)	荒田会館	A	
14	1-3-38-32	〃	〃	荒田川右支川	〃	6	〃	A	
15	1-3-38-33	〃	〃	竜王谷川	下安井	7		B	
16	1-3-38-34	〃	〃	下安井奥谷川	〃	9	安井公民館	A	
17	1-3-38-35	〃	〃	南谷川	江尾	16		B	
18	1-3-38-201	〃	小江尾川	前谷川	吉原	15		A	直轄 1-3-10
19	1-3-38-202	〃	〃	児守谷川	〃	5		A	〃 1-3-11
20	1-3-38-203	〃	船谷川	美用谷川 左支川	御机	22	公民館	A	〃 1-3-13-1
21	1-3-38-204	〃	俣野川	又市谷川	下蚊屋	9		A	〃 1-3-26
22	1-3-38-205	〃	〃	背戸谷川	〃	16	公民館	A	〃 1-3-25
23	1-3-38-206	〃	船谷川	宮の奥川	杉谷	10		A	〃 1-3-14
24	1-3-38-207	〃	〃	谷奥川	宮市	5		B	〃 1-3-13
25	1-3-38-208	〃	小江尾川	宮谷川	大満	1	公民館	B	〃 1-3-12

番号	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地	保全対象		危険度分類	備考
						人家戸数	公共施設等		
26	1-3-38-209	〃	俣野川	吉ヶ谷川	深山口	1	深山口公民館	A	〃 1-3-22
27	1-3-38-210	〃	〃	切詰山川	〃	3	〃	A	〃 1-3-21
28	1-3-38-211	〃	〃	日の詰川	日詰	4	日の詰会館	A	〃 1-3-20
29	1-3-38-212	〃	〃	尾上原川	尾上原	12	俣野郵便局 緑会館	A	〃 1-3-19
30	1-3-38-213	〃	〃	あけび谷川	〃	4	〃	B	〃 1-3-18
31	1-3-38-214	〃	〃	寺谷川	池の内	34		A	〃 1-3-17
32	1-3-38-215	〃	〃	足谷川	〃	17		A	〃 1-3-16
33	1-3-38-216	〃	〃	俣野川左支川	〃	0	俣野川発電所	A	〃 1-3-16-1
34	1-3-38-217	〃	〃	武庫谷川	武庫	11		A	〃 1-3-15
35	1-3-38-218	〃	〃	俣野川右支川	〃	10		B	〃 1-3-15-1

3. 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

番号	箇所名	位置		人家	公共的建物		危険度 点数	備考
		大字	小字		種類	数		
1	佐川	佐川		10			A	
2	小江尾	小江尾		5	公民館	1	B	
3	江尾	江尾	上北平	25	公民館	1	A	
4	江尾新町第2	江尾	馬場	11			A	
5	江尾新町	江尾	上東屋敷	26	公民館/郵便局	2	B	
6	江尾上町	江尾	上ノ段	10			A	
7	洲河崎	洲河崎		6			A	
8	池の内	俣野	池ノ内	5	公民館	1	C	
9	日の詰	日の詰	道詰岸	6			A	
10	宮市原	宮市原		5			A	
11	杉谷下	杉谷		5			A	
12	下蚊屋	下蚊屋		12	公民館	1	B	
13	下大河原	下大河原		5	分校	1	A	
14	吉原	吉原		5			B	
15	小江尾	小江尾	大満	8			A	

4. 山腹崩壊危険地区

番号表示	地区名	国・民	大字	字	危険地区 面積	人家 数	公共用施設 種類 1	公共用施設 数量 1	危険地区 の危険度	道路種別	工事 完了	年度	事業名
吉原 1 B	吉原 1	民	吉原	吉原	2.25	2			B	主要地方道			
佐川 1 C	佐川 1	民	佐川		0.75	3			C	国道			
久連 1 C	久連 1	民	久連	久連	2.25	5			C	なし	○	H25	災害関連緊急治山
久連 5 A	久連 5	民	久連	白住	2.5	0	介護施設	2	A	なし			
俣野 2 B	俣野 2	民	俣野	池の内	0.25	10			B	なし	○	H22	予防治山
貝田 1 C	貝田 1	民	貝田		0.25	0			C	その他	○	H15	復旧治山
俣野 1 B	俣野 1	民	俣野	深山口	4.5	0			B	その他	○	H25,H27	復旧治山、災害関連緊急治山
武庫 4 B	武庫 4	民	武庫	武庫	6.75	0			B	県道			
御机 2 C	御机 2	民	御机	御机	3.5	2			C	主要地方道			
小江尾 2 C	小江尾 2	民	小江尾	小江尾	4.25	4			C	主要地方道			
俣野 10 C	俣野 10	民	俣野	日の詰	5.75	2			C	県道	○	H29	復旧治山
下蚊屋 3 C	下蚊屋 3	民	下蚊屋		1.5	0			C	国道			
洲河崎 5 B	洲河崎 5	民	洲河崎		4.5	0	学校	1	B	町道			
洲河崎 4 C	洲河崎 4	民	洲河崎		4.75	0			C	町道	○	H8	復旧治山
久連 4 C	久連 4	民	久連	久連	3.75	1			C	町道			
俣野 8 C	俣野 8	民	俣野	日の詰	6.25	9			C	町道			
下安井 1 B	下安井 1	民	下安井		4	9			B	町道			
洲河崎 3 B	洲河崎 3	民	洲河崎		2.25	20			B	町道			
洲河崎 2 C	洲河崎 2	民	洲河崎		1.75	9			C	町道			
洲河崎 1 B	洲河崎 1	民	洲河崎		0.75	15			B	町道			
武庫 3 B	武庫 3	民	武庫	新道	2.25	41			B	県道			
武庫 1 B	武庫 1	民	武庫	一旦	1.75	15			B	県道,林道			
俣野 11 B	俣野 11	民	俣野	尾の上原	3.5	13			B	県道,林道			
俣野 4 C	俣野 4	民	俣野	池の内	2.5	6			C	県道,林道			
俣野 3 B	俣野 3	民	俣野	池の内	0.75	26			B	町道	○	S59	予防治山
助沢 1 B	助沢 1	民	助沢		1.5	17			B	町道			
御机 1 C	御机 1	民	御机	御机	3.25	9			C	主要地方道			
美用 1 C	美用 1	民	美用	栗尾	1.75	7			C	町道			

番号表示	地区名	国・民	大字	字	危険地区 面積	人家 数	公共用施設 種類 1	公共用施設 数量 1	危険地区 の危険度	道路種別	工事 完了	年度	事業名
杉谷 2 B	杉谷 2	民	杉谷		2	18			B	林道			
杉谷 1 B	杉谷 1	民	杉谷		1.25	10			B	町道			
久連 3 B	久連 3	民	久連	久連	1.25	8			B	町道			
久連 2 A	久連 2	民	久連	久連	8.25	8	保育園	1	A	町道	○	H11~13	地域防災、予防治山
江尾 4 C	江尾 4	民	江尾	本町一丁目	1.25	1			C	国道			
江尾 3 B	江尾 3	民	江尾	本町一丁目	1	18			B	国道			
江尾 2 B	江尾 2	民	江尾	本町一丁目	0.5	36			B	林道	○	H10,11,23	地域防災、予防治山
江尾 1 B	江尾 1	民	江尾	新町一丁目	0.75	16			B	町道	○	H13,14,18	環境防災林
江尾 5 B	江尾 5	民	江尾	本町五丁目	0.75	22			B	町道	○	H15	地域防災
大河原 3 B	大河原 3	民	大河原		2.75	11			B	町道			
大河原 2 C	大河原 2	民	大河原		0.75	6			C	町道			
大河原 1 C	大河原 1	民	大河原		2.75	3			C	なし			
吉原 2 B	吉原 2	民	吉原	吉原	4.75	19			B	町道	○	H23~26	復旧治山
小江尾 3 C	小江尾 3	民	小江尾	大万	3.5	9			C	主要地方道			
小江尾 1 B	小江尾 1	民	小江尾	小江尾	2	14			B	主要地方道			
佐川 2 B	佐川 2	民	佐川		2	12			B	林道			
柿原 4 B	柿原 4	民	柿原		1.75	21			B	町道			
柿原 3 C	柿原 3	民	柿原		0.5	2			C	なし			
柿原 1 C	柿原 1	民	柿原		0.5	9			C	町道	○	H9	災害関連緊急治山
俣野 6 C	俣野 6	民	俣野	日の詰	1	6			C	県道,町道	○	H26	復旧治山
俣野 9 C	俣野 9	民	俣野	日の詰	1.25	4			C	県道			
下蚊屋 2 B	下蚊屋 2	民	下蚊屋		1	16			B	国道			
下蚊屋 1 B	下蚊屋 1	民	下蚊屋		1.75	18			B	国道			
武庫 2 C	武庫 2	民	武庫	荒田	1.75	3			C	町道			
俣野 7 C	俣野 7	民	俣野	日の詰	1.75	5			C	県道,町道	○	H29	復旧治山
俣野 5 C	俣野 5	民	俣野	日の詰	2	2			C	県道			
柿原 2 C	柿原 2	民	柿原		0.75	1			C	町道			

5. 崩壊土砂流出危険地区

番号表示	地区名	国・民	大字	字	流出区間 延長	危険地区 面積	人家 数	公共用施設 種類 1	道路 種類 1	危険地区 の危険度	道路種別	工事 完了	年度	事業名
御机 2 C	御机 2	民	御机	御机	1321	23.778	0		主要地方道	C	主要地方道	○	S47	復旧治山
久連 1 B	久連 1	民	久連	久連	1074	13.5324	5			B	なし	○	S47	予防治山
洲河崎 1 A	洲河崎 1	民	洲河崎		965	9.5535	34		林道	A	林道			
俣野 1 B	俣野 1	民	俣野	深山口	259	3.4965	12		県道	B	県道,林道			
武庫 6 B	武庫 6	民	武庫	武庫	891	9.3555	0		林道	B	林道			
武庫 7 B	武庫 7	民	武庫	武庫	513	5.8482	0		林道	B	林道			
美用 1 C	美用 1	民	美用	栗尾	432	5.0544	1			C	なし	○	H12	復旧治山
久連 2 C	久連 2	民	久連	久連	208	1.8096	0		その他	C	その他	○	H25,H27	災害関連、復旧治山
久連 3 C	久連 3	民	久連	久連	330	3.069	0		その他	C	その他	○	H25,H27	災害関連、復旧治山
助沢 1 C	助沢 1	民	助沢		115	0.897	1			C	なし	○	H12	復旧治山
助沢 2 C	助沢 2	民	助沢		51	0.4131	0		国道	C	国道	○	H25,H27	災害関連、林地荒廃
助沢 3 C	助沢 3	民	助沢		50	0.465	0		国道	C	国道	○	H26,H27	林地荒廃
助沢 4 C	助沢 4	民	助沢		82	0.6396	0		国道	C	国道			
下蚊屋 1 B	下蚊屋 1	民	下蚊屋		225	2.16	0		その他	B	その他	○	H27	復旧治山
江尾 1 B	江尾 1	民	江尾	本町一丁目	892	9.6336	11		国道	B	国道,林道			
御机 1 B	御机 1	民	御机	笠良原	4327	68.7993	11		国道	B	国道,主要 地方道,県 道	○	S34,~,H5	崩壊復旧、復旧治山等
吉原 2 B	吉原 2	民	吉原	吉原	648	7.3872	22		町道	B	町道			
吉原 1 C	吉原 1	民	吉原	吉原	971	24.4692	0		主要地方道	C	主要地方道	○	S52,~,S62	復旧治山
吉原 3 C	吉原 3	民	吉原	吉原	449	5.6574	1		町道	C	町道			
御机 3 B	御机 3	民	御机	御机	1123	12.4653	0		主要地方道	B	主要地方 道,町道	○	S44,H14,H25	復旧治山,林地荒廃
佐川 1 B	佐川 1	民	佐川		165	1.386	56		林道	B	林道,町道			
柿原 2 B	柿原 2	民	柿原		241	1.9521	11		町道	B	町道			
武庫 3 C	武庫 3	民	武庫	半の上	597	6.0894	3		国道	C	国道,林道, 町道	○	H13	復旧治山
久連 5 C	久連 5	民	久連	久連	463	5.1393	5		町道	C	町道			

番号表示	地区名	国・民	大字	字	流出区間 延長	危険地区 面積	人家 数	公共用施設 種類 1	道路 種類 1	危険地区 の危険度	道路種別	工事 完了	年度	事業名
下安井 1 B	下安井 1	民	下安井		447	5.4981	48		林道	B	林道,町道	○	S47	予防治山
柿原 1 B	柿原 1	民	柿原		107	0.9309	30		町道	B	町道			
久連 7 C	久連 7	民	久連	久連	327	2.8449	1		町道	C	町道	○	H9	地域防災
久連 6 B	久連 6	民	久連	久連	523	4.8639	1		町道	B	町道			
洲河崎 2 A	洲河崎 2	民	洲河崎		620	4.836	32		町道	A	町道			
久連 4 C	久連 4	民	久連	久連	412	3.708	4		町道	C	町道	○	H25,H26	復旧治山
俣野 6 A	俣野 6	民	俣野	池の内	842	8.5884	39		県道	A	県道	○	S60	予防治山
俣野 11 B	俣野 11	民	俣野	日の詰	1522	18.264	26		林道	B	林道,町道			
俣野 8 C	俣野 8	民	俣野	池の内	1985	26.7975	0		県道	C	県道			
俣野 4 B	俣野 4	民	俣野	深山口	1161	10.449	9		県道	B	県道			
杉谷 2 C	杉谷 2	民	杉谷		162	1.4094	0		林道	C	林道			
俣野 7 B	俣野 7	民	俣野	池の内	492	4.7232	38		県道	B	県道,林道			
杉谷 1 B	杉谷 1	民	杉谷		409	4.6626	41		林道	B	林道,町道			
俣野 9 C	俣野 9	民	俣野	日の詰	2346	27.4482	7		県道	C	県道			
下蚊屋 3 C	下蚊屋 3	民	下蚊屋		207	1.863	6		国道	C	国道	○	S40	復旧治山
下蚊屋 2 B	下蚊屋 2	民	下蚊屋		231	2.2869	34		国道	B	国道			
俣野 2 B	俣野 2	民	俣野	深山口	555	5.661	0		県道	B	県道	○	H27	復旧治山
俣野 3 C	俣野 3	民	俣野	深山口	161	0.966	0		県道	C	県道			
俣野 10 C	俣野 10	民	俣野	日の詰	750	6.525	0		林道	C	林道,町道	○	S63,H1,H3	水源地域、災害関連
武庫 2 A	武庫 2	民	武庫	荒田	1020	11.628	17		国道	A	国道,林道			
武庫 8 B	武庫 8	民	武庫	武庫	590	4.425	15		県道	B	県道			
武庫 1 B	武庫 1	民	武庫	一旦	439	3.5559	14		国道	B	国道,県道, 林道			
武庫 9 C	武庫 9	民	武庫	武庫	109	0.7521	1		県道	C	県道			
江尾 2 B	江尾 2	民	江尾	本町一丁目	1404	12.2148	9		国道	B	国道			
下安井 2 C	下安井 2	民	下安井		624	5.0544	6		林道	C	林道			
久連 8 B	久連 8	民	久連	久連	1209	13.7826	9		町道	B	町道			
武庫 4 A	武庫 4	民	武庫	半の上	2898	36.5148	14		国道	A	国道,林道			
武庫 5 B	武庫 5	民	武庫	半の上	72	0.5184	13		国道	B	国道	○	S30,H11	崩壊復旧、復旧治山

番号表示	地区名	国・民	大字	字	流出区間 延長	危険地区 面積	人家 数	公共用施設 _種類 1	道路_種類 1	危険地区 の危険度	道路種別	工事 完了	年度	事業名
下蚊屋 4 B	下蚊屋 4	民	下蚊屋		196	1.6464	12		国道	B	国道	○	S46	予防治山
御机 4 C	御机 4	民	御机	御机	384	4.3776	0		主要地方道	C	主要地方道			
俣野 12 C	俣野 12	民	俣野	尾の上原	130	0.975	4		県道	C	県道			
佐川 2 B	佐川 2	民	佐川		357	4.284	44		国道	B	国道			
俣野 5 A	俣野 5	民	俣野	深山口	859	9.2772	6		県道	A	県道			

6. 地すべり危険地区

番号表示	地区名	国・民	大字	字	地すべり 面積	人家数	道路_種類 1	道路_数量 1	危険地区の危険度	工事完了	年度	事業名
俣野 B	俣野	民	俣野	三平山ウレイ シ平	2.3	0	広域農道	91	B	○	S60	緊急治山

7. 土砂災害雨量情報システムの活用

(1) システムの概要

- 県内全域に計 57 局(河川系観測局 20 局、砂防系観測局 37 局)の雨量観測局を設置。国土交通省との協定により県内 50 局の雨量観測所のデータを受信。
- 各中継局、監視局(県土整備局)を中継し、鳥取県防災行政無線を通じ、県庁統制局に雨量情報を収集する。
- 県統制局にて、その雨量情報の処理及び土砂災害判定を行い、各県土整備局及び各市町村に情報の配信を行う。
- 県統制局より配信した情報は、砂防・地すべりセンター製作の土砂災害雨量情報システムを介して確認する。なお、システムについてはパソコンにインストールできる。
- 土砂災害判定により、土砂災害警戒避難基準雨量を超過した場合は、端末表示とあわせて情報監視盤(県土整備局)もしくは自動音声応答通報装置(市町村)にて表示、通報を行うことが可能。

(2) 雨量情報等を受ける手段

① 電話応答システム

各整備局管内情報ごとに 2 回線設定しており、下記の電話番号に電話をかければ雨量情報等入手できる。

日野地区情報	0857-25-6468 (6469)
--------	---------------------

② パソコン

(財)砂防・地すべりセンターが開発したソフトをパソコンにインストールして、インターネット回線で情報を入手する。

(3) 入手できる情報

① 土砂災害雨量情報システム

- ・県内雨量情報 107 局(県管理 57 局+国土交通省管理 50 局)
- ・土砂災害警戒避難判定情報

② 河川情報提供システム(FRICS)

- ・県内雨量情報 85 局(県管理河川系 20 局+国土交通省管理 50 局+アメダス 15 局)
- ・県内水位情報
- ・降雨量予測 他

8. 土砂災害警戒避難基準雨量

土砂災害危険基準	連続雨量 70mm
避難基準	連続雨量 50mm
警戒基準	連続雨量 40mm

※土砂災害危険基準線:過去の土砂災害実績より土砂災害が起こると想定される雨量の線

※避難基準線:避難場所へ移動するために必要な時間後に土砂災害危険基準線に到達することが予想される雨量の線

※警戒基準線:避難準備時間後に避難基準線に到達することが予想される雨量の線

【確認方法】

- ・表示端末の雨量判定図により状況を確認することができる。
- ・警戒基準雨量、避難基準雨量を超過したら雨量状況図の観測局の表示の色が変わる。
- ・自動音声応答通報装置により通報が可能。

9. 土砂災害警戒区域

(1)土砂災害警戒区域一覧

令和3年 11 月 16 日現在

	急傾斜	土石流	地すべり	合計
江府町	88	54	3	145

(2)急傾斜

箇所番号	区域の名称	字・小字	区域名	自然現象の種類	危険箇所番号①
I-1023	佐川地区	佐川	佐川	急傾斜	I-1023
I-1026	江尾新町2地区	江尾	江尾新町2	急傾斜	I-1026
I-1027	江尾新町地区	江尾	江尾新町	急傾斜	I-1027
I-1028	江尾上町地区	江尾	江尾上町	急傾斜	I-1028
I-1029	洲河崎地区	洲河崎	洲河崎	急傾斜	I-1029(2)
I-1030	池ノ内地区	池ノ内	池ノ内	急傾斜	I-1030
I-1031	日の詰地区	日の詰	日の詰	急傾斜	I-1031
I-1032	宮市原地区	宮市原	宮市原	急傾斜	I-1032
I-1033	杉谷下地区	杉谷	杉谷下	急傾斜	I-1033
I-1034	下蚊屋地区	下蚊屋	下蚊屋	急傾斜	I-1034
I-1035	下大河原地区	大河原	下大河原	急傾斜	I-1035
I-1036	吉原地区	吉原	吉原	急傾斜	I-1036(1)
I-1189	洲河崎2地区	洲河崎	洲河崎2	急傾斜	I-1189
I-1509	小江尾2地区	小江尾	小江尾2	急傾斜	I-1509
I-1510	佐川2地区	佐川	佐川2	急傾斜	I-1510
I-1511	杉谷地区	杉谷	杉谷	急傾斜	I-1511
I-1512	柿原2地区	柿原	柿原2	急傾斜	I-1512
I-1513	俣野地区	池ノ内	俣野	急傾斜	I-1513
I-1514	俣野2地区	池ノ内	俣野2	急傾斜	I-1514
I-1515	俣野3地区	深山口	俣野3	急傾斜	I-1515
I-1516	助沢地区	助沢	助沢	急傾斜	I-1516
I-1517	貝田地区	貝田	貝田	急傾斜	I-1517
I-1518	武庫地区	武庫	武庫	急傾斜	I-1518
I-1519	久連地区	久連	久連	急傾斜	I-1519
I-1520	久連2地区	久連	久連2	急傾斜	I-1520
I-1521	久連3地区	久連	久連3	急傾斜	I-1521

箇所番号	区域の名称	字・小字	区域名	自然現象の種類	危険箇所番号①
I-1522	久連4地区	久連	久連4	急傾斜	I-1522
I-1523	久連5地区	久連	久連5	急傾斜	I-1523
I-1524	吉原2地区	袋原	吉原2	急傾斜	I-1524
I-1525	武庫2地区	新道	武庫2	急傾斜	I-1525
I-1575	久連8地区	久連	久連8	急傾斜	I-1575
I-人工44	小江尾地区	大満	小江尾	急傾斜	I-人工44
I-人工55	小江尾1地区	小江尾	小江尾1	急傾斜	I-人工55 小江尾
I-人工56	江尾地区	江尾	江尾	急傾斜	I-人工56 江尾地区
I-人工57	柿原地区	柿原	柿原	急傾斜	I-人工57
I-人工58	下蚊屋2地区	下蚊屋	下蚊屋2	急傾斜	I-人工58
II-3476	柿原3地区	柿原	柿原3	急傾斜	II-3476
II-3477	柿原4地区	柿原	柿原4	急傾斜	II-3477
II-3478	柿原5地区	柿原	柿原5	急傾斜	II-3478
II-3479	柿原6地区	柿原	柿原6	急傾斜	II-3479
II-3480	柿原7地区	柿原	柿原7	急傾斜	II-3480
II-3481	柿原8地区	柿原	柿原8	急傾斜	II-3481
II-3482	佐川3地区	佐川	佐川3	急傾斜	II-3482
II-3483	下蚊屋3地区	下蚊屋	下蚊屋3	急傾斜	II-3483
II-3484	俣野4地区	日の詰	俣野4	急傾斜	II-3484
II-3485	俣野5地区	日の詰	俣野5	急傾斜	II-3485
II-3486	俣野6地区	尾上原	俣野6	急傾斜	II-3486
II-3487	俣野7地区	尾上原	俣野7	急傾斜	II-3487
II-3488	俣野8地区	尾上原	俣野8	急傾斜	II-3488
II-3490	俣野10地区	池ノ内	俣野10	急傾斜	II-3490
II-3491	俣野11地区	池ノ内	俣野11	急傾斜	II-3491
II-3492	俣野12地区	日の詰	俣野12	急傾斜	II-3492
II-3493	俣野13地区	日の詰	俣野13	急傾斜	II-3493
II-3494	美用地区	小原	美用	急傾斜	II-3494
II-3495	美用2地区	宮市原	美用2	急傾斜	II-3495
II-3496	小江尾3地区	大満	小江尾3	急傾斜	II-3496
II-3497	小江尾4地区	小江尾	小江尾4	急傾斜	II-3497
II-3498	小江尾5地区	小江尾	小江尾5	急傾斜	II-3498
II-3499	大河原地区	大河原	大河原	急傾斜	II-3499
II-3500	大河原2地区	大河原	大河原2	急傾斜	II-3500
II-3501	武庫3地区	新道	武庫3	急傾斜	II-3501
II-3502	武庫4地区	武庫	武庫4	急傾斜	II-3502
II-3503	武庫5地区	半の上	武庫5	急傾斜	II-3503
II-3504	武庫6地区	半の上	武庫6	急傾斜	II-3504
II-3505	武庫7地区	一旦	武庫7	急傾斜	II-3505
II-3506	武庫8地区	荒田	武庫8	急傾斜	II-3506
II-3507	江尾3地区	江尾	江尾3	急傾斜	II-3507
II-3508	江尾4地区	江尾	江尾4	急傾斜	II-3508
II-3509	江尾5地区	江尾	江尾5	急傾斜	II-3509
II-3510	久連6地区	久連	久連6	急傾斜	II-3510
II-3511	久連7地区	久連	久連7	急傾斜	II-3511
II-3512	下安井地区	下安井	下安井	急傾斜	II-3512

箇所番号	区域の名称	字・小字	区域名	自然現象の種類	危険箇所番号①
Ⅱ-3513	下安井2地区	下安井	下安井2	急傾斜	Ⅱ-3513
Ⅱ-3514	洲河崎3地区	洲河崎	洲河崎3	急傾斜	Ⅱ-3514
Ⅱ-3515	吉原3地区	吉原	吉原3	急傾斜	Ⅱ-3515(1)
Ⅱ-3516	柿原9地区	柿原	柿原9	急傾斜	Ⅱ-3516
Ⅱ-3517	美用3地区	小原	美用3	急傾斜	Ⅱ-3517
Ⅱ-3518	洲河崎4地区	洲河崎	洲河崎4	急傾斜	Ⅱ-3518
Ⅱ-3519	江尾6地区	江尾	江尾6	急傾斜	Ⅱ-3519
Ⅱ-3520	江尾7地区	江尾	江尾7	急傾斜	Ⅱ-3520
Ⅱ-3521	小江尾6地区	大満	小江尾6	急傾斜	Ⅱ-3521
Ⅱ-3522	武庫9地区	荒田	武庫9	急傾斜	Ⅱ-3522
Ⅱ-3667	下蚊屋4地区	下蚊屋	下蚊屋4	急傾斜	Ⅱ-3667
Ⅱ-3673	江尾8地区	江尾	江尾8地区	急傾斜	Ⅱ-3673
Ⅱ-人工 2045	武庫10地区	武庫	武庫10	急傾斜	Ⅱ-人工 2045
Ⅱ-人工 2046	吉原4地区	吉原	吉原4	急傾斜	Ⅱ-人工 2046
Ⅱ-人工 2047	江尾新町3地区	江尾	江尾新町3	急傾斜	Ⅱ-人工 2047
Ⅲ-4321	久連9地区	久連	久連9	急傾斜	Ⅲ-4321

(3)土石流

箇所番号	区域の名称	字・小字	区域名	自然現象の種類	危険箇所番号①
I-1-3-38-19	東谷川	柿原	東谷川	土石流	I-1-3-38-19
I-1-3-38-20	家奥谷川	柿原	家奥谷川	土石流	I-1-3-38-20
I-1-3-38-21	大陸谷川	佐川	大陸谷川	土石流	I-1-3-38-21
I-1-3-38-22	出ノ上川	佐川	出ノ上川	土石流	I-1-3-38-22
I-1-3-38-23	ハセン谷川	佐川	ハセン谷川	土石流	I-1-3-38-23
I-1-3-38-24	谷山川	佐川	谷山川	土石流	I-1-3-38-24
I-1-3-38-25	大谷川右支川	久連大谷	大谷川右支川	土石流	I-1-3-38-25(1)
I-1-3-38-26	奥市川	江尾	奥市川	土石流	I-1-3-38-26(3)
I-1-3-38-27	一反谷川	一旦	一反谷川	土石流	I-1-3-38-27
I-1-3-38-28	中祖谷川	洲河崎	中祖谷川	土石流	I-1-3-38-28
I-1-3-38-29	ショウブ谷川	洲河崎	ショウブ谷川	土石流	I-1-3-38-29
I-1-3-38-30	宮の谷川	洲河崎	宮の谷川	土石流	I-1-3-38-30
I-1-3-38-31	荒田川	荒田	荒田川	土石流	I-1-3-38-31
I-1-3-38-32	ナラ原川	武庫	ナラ原川	土石流	I-1-3-38-32
I-1-3-38-33	竜王谷川	下安井	竜王谷川	土石流	I-1-3-38-33
I-1-3-38-35	南谷川	江尾	南谷川	土石流	I-1-3-38-35(3)
I-1-3-38-36	黒美谷川	柿原	黒美谷川	土石流	I-1-3-38-36
I-1-3-38-37	大谷川左支川	久連大谷	大谷川左支川	土石流	I-1-3-38-37
I-1-3-38-38	後谷川	半の上	後谷川	土石流	I-1-3-38-38
I-1-3-38-39	前ヶ谷川	久連	前ヶ谷川	土石流	I-1-3-38-39
I-1-3-38-40	吹山谷川	下安井	吹山谷川	土石流	I-1-3-38-40
I-1-3-38-41	カヅチ谷川	下安井	カヅチ谷川	土石流	I-1-3-38-41
I-1-3-38-201	清水川	吉原	清水川	土石流	I-1-3-38-201
I-1-3-38-202	前谷川	吉原	前谷川	土石流	I-1-3-38-202
I-1-3-38-203	美用谷川左支溪	御机	美用谷川左支	土石流	I-1-3-38-203

箇所番号	区域の名称	字・小字	区域名	自然現象の種類	危険箇所番号①
			溪		
I-1-3-38-204	又市谷川	下蚊屋	又市谷川	土石流	I-1-3-38-204
I-1-3-38-205	背戸谷川	下蚊屋	背戸谷川	土石流	I-1-3-38-205
I-1-3-38-206	宮の谷川	杉谷	宮の谷川	土石流	I-1-3-38-206
I-1-3-38-207	谷奥川	宮市	奥谷川	土石流	I-1-3-38-207
I-1-3-38-208	宮谷川	大満	宮谷川	土石流	I-1-3-38-208
I-1-3-38-209	吉ヶ谷川	深山口	吉ヶ谷川	土石流	I-1-3-38-209(1)
I-1-3-38-210	切詰川	深山口	切詰川	土石流	I-1-3-38-210(1)
I-1-3-38-211	日の詰川	俣野	日の詰川	土石流	I-1-3-38-211
I-1-3-38-212	尾上原川	俣野	尾上原川	土石流	I-1-3-38-212(2)
I-1-3-38-214	寺谷川	池ノ内	寺谷川	土石流	I-1-3-38-214
I-1-3-38-215	足谷川	俣野	足谷川	土石流	I-1-3-38-215
I-1-3-38-216	俣野川左支溪	池ノ内	俣野川左支溪	土石流	I-1-3-38-216
I-1-3-38-217	山ノ神谷川	武庫	山ノ神谷川	土石流	I-1-3-38-217
I-1-3-38-218	寺谷川	武庫	寺谷川	土石流	I-1-3-38-218
I-1-3-38-219	俣野川右支溪	武庫	俣野川右支溪	土石流	I-1-3-38-219
I-1-3-38-220	三王谷川	下蚊屋	三王谷川	土石流	I-1-3-38-220
II-1-3-38-6	戸谷川	柿原	戸谷川	土石流	II-1-3-38-6
II-1-3-38-7	地主谷川	柿原	地主谷川	土石流	II-1-3-38-7
II-1-3-38-8	佐川支川	佐川	佐川支川	土石流	II-1-3-38-8
II-1-3-38-10	久連支川	久連	久連支川	土石流	II-1-3-38-10
II-1-3-38-11	白尾川	江尾	白尾川	土石流	II-1-3-38-11
II-1-3-38-13	鋳物屋谷川	半の上	鋳物屋谷川	土石流	II-1-3-38-13
II-1-3-38-14	寺谷川	下安井	寺谷川	土石流	II-1-3-38-14
II-1-3-38-15	川平山谷川	久連	川平山谷川	土石流	II-1-3-38-15
II-1-3-38-16	マブノ谷川	下安井	マブノ谷川	土石流	II-1-3-38-16
II-1-3-38-17	深山口川	俣野	深山口川	土石流	II-1-3-38-17(1)
II-1-3-38-201	旗方谷川	日の詰	旗方谷川	土石流	II-1-3-38-201
II-1-3-38-202	白水川左支溪	吉原	白水川左支溪	土石流	II-1-3-38-202
II-1-3-38-203	あけび谷川	尾上原	あけび谷川	土石流	II-1-3-38-203

(4)地すべり

箇所番号	区域の名称	字・小字	箇所番号	区域名	自然現象の種類
61	俣野	俣野	61	俣野	地滑り
98	池ノ内	俣野	98	池ノ内	地滑り
115	三平山	俣野	115	三平山	地滑り

第5節 文化財災害予防計画

1. 文化財の現況

(令和3年4月1日現在)

文化財の名称	所在地	文化財の種類	指定の区分	防災施設・整備
助沢の正平五輪塔	助沢	有形文化財	県指定	
武庫の七色がし	武庫	天然記念物	県指定	
下蚊屋明神の桜	下蚊屋	天然記念物	県指定	
熊野神社社叢	俣野	天然記念物	県指定	
洲河崎のかつら	洲河崎	天然記念物	県指定	
かまこしき溪谷の浸食地形	助沢俣野	天然記念物	県指定	
下原重仲の詠草	宮市	有形文化財	町指定	
笠形連判状	洲河崎	有形文化財	町指定	
横田内膳正村詮裁許状	久連	有形文化財	町指定	
笠形連判状	久連	有形文化財	町指定	
下蚊屋の荒神神楽	下蚊屋	無形民俗文化財	県指定	
江尾のこだいち踊り	江尾	無形民俗文化財	県指定	
天明の狼による順礼受難文書	洲河崎	有形文化財	町指定	
庄屋引継文書	洲河崎	有形文化財	町指定	
木地師道具一式	下蚊屋	民俗文化財	町指定	
ムカシトンボ	俣野	天然記念物	町指定	
伯耆日野郡三十三番詠歌版木	武庫	天然記念物	町指定	
磨崖仏	俣野	史跡	町指定	
貝田1号墳	貝田	史跡	町指定	
影山家のカヤの木	洲河崎	天然記念物	町指定	
江美城跡	江尾	史跡	町指定	
熊野神社のサイノカミ	池の内	有形文化財	町指定	
武庫の上ヶ市の七色ガシ	武庫	天然記念物	町指定	
佐川神社の泉州石工の灯籠	佐川	有形文化財	町指定	
仏ヶ峰の地藏	池の内	有形文化財	町指定	
貝田のタブノキ	貝田	天然記念物	町指定	
貝田のサワラ	貝田	天然記念物	町指定	
開田記念碑新墾地碑	宮市原	有形文化財	町指定	
小柳わかれの道標	吉原	有形文化財	町指定	
旧江尾発電所本館	久連	有形文化財	国登録	

第6節 消防計画

1. 消防団の現況・点検責任者

	本部	分団		
		第1分団	第2分団	第3分団
構成人員	団長:1名 副団長:1名	23名	25名	10名
保有機材	消防ポンプ自動車:2台 消防ポンプ積載車:1台 消防指令車:1台 小型動力ポンプ:1台			
点検責任	町			

2. 消防用機械・消防水利の現況

(令和3年3月末現在)

地区名	消防用機械				消防水利			
	ポンプ 自動車	ポンプ付 積載車	小型動 力ポンプ	その他	消火栓	防火水槽		プール
						40m ³ 級 以上	40m ³ 級 以下	
本町一					8			
本町二					4	1		
本町三					2	1		
本町四					2			
本町五					14	1		
新町一					7	1		
新町二					8			
大満					4	1		
小江尾					7	1		1
久連			1		7	2		
美女石			1		6	4		
佐川			1		15	4		
柿原			1		11	2		
宮市			1		8	1		
宮市原			1		6	2		
助沢			1		5	2		
下蚊屋			1		6			
笠良原					2	1		
御机			1		8	1		
栗尾			1		3			

地区名	消防用機械				消防用水利			
	ポンプ 自動車	ポンプ付 積載車	小型動 力ポンプ	その他	消火栓	防火水槽		プール
						40m ³ 級 以上	40m ³ 級 以下	
美用			1		8	1		
小原			1		8	2		1
杉谷			1		7	1		
貝田			1		12	3		
下安井					9	3		
洲河崎					14	3		
荒田					8	2		
半の上					2	1		
宮の前					4			1
武庫					8			
新道					4	1		
一旦					4	1		
池の内			1		13	3		1
尾之上原			2		7	2		
日の詰			1		8	1		
深山口					2	1		
吉原			1		9	4		
西成			1		4	1		
袋原					4	3		
大河原			1		11	4		

※消火栓: 消防法第42条第1項の規定による65mmの口径を有するもので、直径150mm以上の管に取り付けるもの

3. 自衛消防隊の現況

(令和3年3月末現在)

	所有機材		所有機材
本町一		美用	小型動力ポンプ:1台
本町二		小原	小型動力ポンプ:1台
本町三		杉谷	小型動力ポンプ:1台
本町四		貝田	小型動力ポンプ:1台
本町五		下安井	
新町一		洲河崎	
新町二		荒田	
大満		半の上	
小江尾		宮の前	
久連	小型動力ポンプ:1台	武庫	
美女石	小型動力ポンプ:1台	新道	
佐川	小型動力ポンプ:1台	一旦	
柿原	小型動力ポンプ:1台	池の内	小型動力ポンプ:1台
宮市	小型動力ポンプ:1台	尾之上原	小型動力ポンプ:2台
宮市原	小型動力ポンプ:1台	日の詰	小型動力ポンプ:1台
助沢	小型動力ポンプ:1台	深山口	
下蚊屋	小型動力ポンプ:1台	吉原	小型動力ポンプ:1台
笠良原		西成	小型動力ポンプ:1台
御机	小型動力ポンプ:1台	袋原	
栗尾	小型動力ポンプ:1台	大河原	小型動力ポンプ:1台

第8節 応援協力体制の強化

1. 災害時の相互応援に関する協定書

災害時の相互応援に関する協定書

鳥取県（以下「県」という。）及び鳥取県内の市町村は、鳥取県内で災害が発生し、災害を受けた市町村（以下「被災市町村」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市町村が県又は他の市町村に応援要請する応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するため、また、県を通じて行う他県又は他県の市町村との災害時の相互応援を迅速かつ円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇、航空機及び資機材の提供
- (4) 医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続等）

第2条 応援を受けようとする被災市町村は、次に掲げる事項を明らかにして、第4条に定める連絡担当部局（以下単に「連絡担当部局」という。）を通じて、電話、ファクシミリ等により応援要請を行うとともに、後日、速やかに次に掲げる事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号に掲げる応援を要請する場合にあたっては、その物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあたっては、職種別人員
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあたっては、施設の規模
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 被災市町村以外の市町村は、災害の実態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがないと認めるときは、前項の要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、前項の要請があったものとみなす。

3 他県又は他県の市町村の応援を受けようとする被災市町村は、県の連絡担当部局を通じて応援要請するものとする。

4 県の連絡担当部局を通じて他県又は他県の市町村からの応援要請を受けた市町村は、速やかに応援の諾否を県の連絡担当部局に通報するものとする。

（応援経費の負担）

第3条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた被災市町村の負担とする。

2 応援を受けた被災市町村から要請があった場合には、応援した市町村は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

（連絡担当部局）

第4条 県及び市町村は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡し合うものとする。

(連絡協議会の設置)

第5条 県及び市町村は、この協定に基づいて応援が円滑に行われるよう、鳥取県災害時相互応援連絡協議会を設置し、定期的に研究・協議するものとする。

(他の協定との関係)

第6条 この協定は、市町村が別に締結した災害時の相互応援に関する協定を排除するものではない。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、県及び市町村が協議して定めるものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この協定書40通を作成し、各自が記名・押印をして、各自1通を所持する。

平成8年3月29日

鳥取県知事	西 尾 邑 次	佐治村長	下 石 義 忠
鳥取市長	西 尾 迢 富	智頭町長	久 本 温 彦
米子市長	森 田 隆 朝	気高町長	森 本 成 人
倉吉市長	早 川 芳 忠	鹿野町長	川 瀬 保 男
境港市長	黒 見 哲 夫	青谷町長	姫 田 員 新
国府町長	木 村 肇	羽合町長	井 上 正 直
岩美町長	澤 徳 次 郎	泊村長	宮 脇 洋 一
福部村長	村 田 梅 雄	東郷町長	前 田 正 恭
郡家町長	和 田 哲 也	三朝町長	安 田 真 一 郎
船岡町長	谷 口 弘 幸	関金町長	竹 田 哲 男
河原町長	右 近 利 夫	北条町長	宇 田 川 義 徳
八東町長	山 根 君 太 郎	大栄町長	前 田 八 郎
若桜町長	盛 田 可 男	東伯町長	米 田 義 人
用瀬町長	池 本 茂 晴	赤碕町長	中 井 勲
		西伯町長	坂 本 昭 文
		会見町長	宇 田 学
		岸本町長	野 口 辰 猪
		日吉津村長	益 田 信 夫
		淀江町長	森 本 和 夫
		大山町長	門 脇 正
		名和町長	林 原 茂 樹
		中山町長	下 池 忠 正
		日南町長	岸 郁 男
		日野町長	生 田 秀 正
		江府町長	福 田 正 臣
		溝口町長	下 村 道 也

2. 災害時における江府町、江尾郵便局間の相互協力に関する覚書

江府町長（以下「甲」という。）及び江尾郵便局長（以下「乙」という。）は、江府町内に発生した地震その他による災害時において、相互の友愛精神に基づき、江府町及び江尾郵便局が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律 223号）第2条第1項に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、江府町内に災害が発生し、次の各号について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。ただし、江府町内の状況に応じ迅速に対応する必要があるときは、江府町長及び江尾郵便局長が相互に協力を要請することができる。

- 1 災害救助法適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業にかかわる災害特別事務取り扱い及び援護対策
- 2 甲が所有し、又は管理する施設及び用地の使用
- 3 乙が管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての使用
- 4 江府町又は郵便局が収集した被災町民の避難先及び被災状況の情報の相互提供
- 5 乙は、必要に応じ避難所に臨時に郵便差出箱を設置
- 6 その他前記1～5に定めのない事項で協力できる事項

（協力の実施）

第3条 両者は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう務めなければならない。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請をした者が、適正な方法により算出した金額を負担する。

- 2 前項の負担につき疑義が生じたときは、両者が協議し、負担すべき額を決定する。

（災害対策本部への参加）

第5条 江府町の災害対策本部のメンバーに郵便局長が加わることができる。

（災害情報等連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(防災訓練への参加)

第7条 江尾郵便局は、江府町若しくは各地域の行う防災訓練等に参加することができる。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

(連絡責任者)

第9条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては江府町総務課長、乙においては江尾郵便局長とする。

(協 議)

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この覚書の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成12年7月26日

甲 江府町長 福田 正臣

乙 江府郵便局長 砂原 和省

3. 防災体制及び県政情報の提供等に関する鳥取県内郵便局と鳥取県の協力に係る協定書

鳥取県内郵便局鳥取県本部（以下「甲」という。）と鳥取県（以下「乙」という。）とは、相互に協力してさらなる住民サービス・福祉の向上を目指すため、次のとおり協定を締結する。

（協力事項）

第1条 甲が行う協力事項は、次のとおりとする。

- 1 郵便配達順路等周辺における一人住まいの高齢者の安否確認等を行う。
- 2 電子郵便局のインターネットを活用し、鳥取県のPR等を行う。
- 3 「県民の声」発信用の封筒と用紙を各郵便局に備える。
- 4 鳥取県観光パンフレット等をATM（現金自動預払い機）コーナーに備える。
- 5 郵便局周辺における、災害時の避難場所の位置図及び土砂災害危険箇所図を郵便局の内外に掲示する。
- 6 郵便配達巡路等周辺で、大雨、地震等による異常現象（土砂崩れ、異常な音、出水等）を発見した場合、直ちに、市町村役場又は、鳥取土木事務所に通報する。
- 7 ゴミが不法投棄されていることを発見した場合、市町村役場、保健所又は不法投棄110番（電話0857-26-8149）へ通報する。
- 8 災害発生等の緊急時において、避難場所の状況等を郵便局内外に掲示する。
- 9 前各号に定めるもの以外の事項については、その都度、甲乙協議するものとする。

（経費の負担）

第2条 甲は前条に規定する協力を行うために要した経費は、甲の負担とする。ただし、乙は、甲が前条に規定する協力を行うために必要な資料等を提供する。

（その他）

第3条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（実施日）

第4条 この協定に定める協力事項については、平成11年11月1日から逐次実施する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成11年10月22日

甲 鳥取中央郵便局長

乙 鳥取県知事 片山 善博

4. 災害時における応急対策業務等に関する細目協定書

鳥取県日野総合事務所長（以下「甲」という。）と社団法人鳥取県建設業協会日野支部長（以下「乙」という。）とは、平成13年2月2日付けで鳥取県と社団法人鳥取県建設業協会とで締結した「災害時における応急対策業務等に関する基本協定」（以下「基本協定」という。）第7条に基づき、次のとおり協定を締結する。

（対象となる災害）

第1条 この協定は、乙が所管する区域の内外を問わず県内で発生する災害のうち、次に定めるものを対象とする。

（1）鳥取県地域防災計画に基づき鳥取県災害対策本部が設置された場合で、次に示す災害

ア 鳥取県災害対策本部を設置する基準である震度5強以上の地震

イ 鳥取県水防計画に定められた水防組織が鳥取県災害対策本部に統合された場合の風水害

ウ その他の大規模な災害

（2）その他前号と同程度の災害で甲が乙の協力が必要であると認めた場合

（応急対策業務等協力会社）

第2条 乙は、所属会員の中から、応急対策業務等に対して協力をすべき会社（以下「協力会社」という。）の名簿、連絡先等を取りまとめ、協定締結後、速やかに別紙様式1により甲に提出するものとする。

2 甲が地域の実情等を考慮し、予め乙と協議の上乙が所管する区域内をいくつかの災害対策業務区域に分割した場合には、乙は、災害対策業務区域ごとに協力会社を定めるものとする。

（建設資機材等の報告）

第3条 乙は、協力会社ごとの災害時出動体制として、毎年4月1日現在の建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）の保有状況を建設資機材等報告書（別紙様式2）により取りまとめ、様式1とともに、甲に提出するものとする。

2 第1条に規定する災害（以下「対象災害」という。）が発生した場合には、協力会社はその時点での稼働可能な建設資機材等を、乙を経由して甲に報告するものとする。

3 大規模な地震等で前項の連絡が困難な場合には、協力会社は、直接又は最寄りの市町村役場から行政無線を利用して、甲に報告するよう努めるものとする。

（待機）

第4条 対象災害が発生又は発生するおそれがある場合、甲は乙及び協力会社に待機を要請することを原則とする。

2 乙及び協力会社は、前項及び自ら対象災害の発生を知り得た場合は、甲から出動要請又は待機解除の連絡があるまでの間、待機するよう努めるものとする。

3 対象災害が発生した後、出動要請の必要がなくなった場合には、甲は速やかに乙及び協力会社に対し、待機を解除する旨を連絡するものとする。

（出動要請）

第5条 甲は、対象災害が発生した場合であって、乙の所属会員が所有する建設資機材等

の出動が必要と認めるときは、協力会社の中から、応急対策業務等を施工する会社（以下「施工会社」という。）を決定し、当該施工会社に対して次に掲げる事項を明らかにして、建設資機材等応援要請書（別紙様式3）により出動を要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合等で文書による要請が困難な場合又は適当でない場合には、電話により出動を要請するものとする。

- (1) 災害の状況及び業務内容
 - (2) 応援を必要とする建設資機材等の種類、数量及び人員
 - (3) 応援を必要とする日時及び場所
 - (4) 現場担当職員
 - (5) その他必要な事項
- 2 前項ただし書の場合において、甲は、後日施工会社に対し出動要請の文書を提出するものとする。
 - 3 甲が必要と認める場合には、協力会社に対し、鳥取、郡家、倉吉、米子の各土木事務所が所管する区域内へ出動することを要請できるものとする。
 - 4 対象災害が発生した場合において、次に掲げる作業については、甲から施工会社に出動要請があったものとみなす。
 - (1) 人命救助のための障害物の除去作業
 - (2) 落橋、道路の陥没、法面崩落及び山崩れ等、放置すれば重大な事故の発生が予想される場合の簡易な応急措置
 - 5 前項の場合には、施工会社は出動先、出動建設資機材等を速やかに甲に報告するものとする。この場合において、連絡が困難な場合には、施工会社は、直接又は最寄りの市町村役場から行政無線を利用して甲に報告するものとする。
 - 6 甲は、第4項の場合には施工会社に対し後日出動要請の文書を提出するものとする。
 - 7 甲は、本条の出動要請を行った場合には、遅滞なく乙に報告するものとする。

（応急対策業務等の実施）

第6条 施工会社は、出動要請があったときは、甲の指示に従い、速やかに応急対策業務等の着手に努めるものとする。

- 2 応急対策業務等に係る現場の指揮は、前条第1項第4号の現場担当職員が行うものとする。ただし、当該職員が現場を指揮できない場合は、当該職員は公的機関の職員又は当該施工会社の職員の中から代行者を指名できるものとする。
- 3 施工会社は、業務に当たっては二次災害が発生しないよう十分留意するものとする。

（報告）

第7条 施工会社は、応急対策業務等を実施した場合には、次に掲げる事項を明らかにして、乙を経由して甲に建設資機材等従事報告書（別紙様式4）により報告するものとする。

- (1) 業務に従事した建設資機材等の種類、数量及び人員
- (2) 業務内容及び場所
- (3) 業務に従事した期間
- (4) その他必要な事項

（損害の負担）

第8条 応急対策業務等により生じた損害については、原則として甲が負担するものとする。ただし、施工会社の責に帰すべき事由により生じた損害については、施工会社が負担するものとする。

(情報提供)

第9条 乙及び乙の所属会員は、基本協定第3条に規定する応急対策業務等が必要と認められる災害を発見した場合は、その状況を甲に通報するものとする。

(連絡体制)

第10条 甲及び乙は、この協定に係る連絡体制をそれぞれ定めるものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により連絡体制を定め、又は変更したときは、速やかに相互に通知するものとする。

(効力)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成14年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成13年4月 / 日

甲 鳥取県日野郡日野町根雨730

鳥取県日野総合事務所

所長 林 喜久治



乙 鳥取県日野郡日野町根雨343-5

社団法人鳥取県建設業協会日野支部

支部長 今田 治 継



(情報提供)

第9条 乙及び乙の所属会員は、基本協定第3条に規定する応急対策業務等が必要と認められる災害を発見した場合は、その状況を甲に通報するものとする。

(連絡体制)

第10条 甲及び乙は、この協定に係る連絡体制をそれぞれ定めるものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により連絡体制を定め、又は変更したときは、速やかに相互に通知するものとする。

(効力)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成14年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成13年4月 / 日

甲 鳥取県日野郡日野町根雨730

鳥取県日野総合事務所

所長 林 喜久治



乙 鳥取県日野郡日野町根雨343-5

社団法人鳥取県建設業協会日野支部

支部長 今田 治 継



5. 災害等における応急生活物資供給等の支給に関する協定書

(目的)

第1条 江府町（以下「甲」という。）と鳥取県生活協同組合（以下「乙」という。）とは、大規模地震災害、大規模風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき（以下「災害時」という。）に相互に協力して災害時の町民生活の早期安定を図るため、応急生活物資供給等の支援に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

(要請)

第2条 甲は、災害時に応急生活物資を必要とするときは、乙に対して、文書を持って要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話、ファクシミリ等で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制に支障をきたさないため、常に点検、改善に努めるものとする。

(応急生活物資の供給等)

第3条 乙は、前条の規定により要請されたときは、応急生活物資の供給及び運搬に対する支援に積極的に努めるものとする。

(応急生活物資)

第4条 応急生活物資の種類は次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲で供給を行うものとする。

- (1) 食料品
- (2) 食器類
- (3) 日用品
- (4) その他乙の取扱商品

2 乙は、甲から前項に定める種類以外の応急生活物資の要請があったときは、可能な範囲で供給するものとする。

(運搬)

第5条 応急生活物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。

又、甲は必要に応じて、乙に運搬支援を求めることができる。

(引き渡し)

第6条 応急生活物資の引渡場所は、甲の指定する場所とし、甲は当該場所に職員を派遣し、応急生活物資を確認の上、引き取るものとする。

(費用)

第7条 この協定に基づき供給した応急生活物資の対価及び乙が実施した運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 応急生活物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格を基準とし、甲乙協議して定めるものとする。

3 運搬等の費用は引き渡しまでの費用とし、甲乙協議して定めるものとする。

4 甲が支援を受けた応急生活物資の代金及び運搬等の費用は、引渡後すみやかに乙に支払うものとする。

(連絡責任)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては江府町総務課とし、乙においては、管理本部総務人事グループとする。

(協議)

第9条 この協定の履行について疑義を生じたときは、そのつど甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の効力は、締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を維持するものとする。

(雑則)

第11条 この協定に定めのない事項は、甲乙協議して別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年10月1日

(甲) 鳥取県日野郡江府町大字江尾475
江府町長 竹内 敏朗

(乙) 鳥取県鳥取市岩吉175-4
鳥取県生活協同組合
代表理事理事長 浜江 隆二

6. 災害時における情報交換に関する協定書

国土交通省中国地方整備局長（以下「甲」という。）と江府町長（以下「乙」という。）は、江府町の区域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）の情報交換について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が連携を図り、江府町民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

（協定体制）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の初期段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

（現地情報連絡員の派遣）

第3条 甲は、災害発生時の状況により、甲及び乙が行う応急対策並びに甲が行う支援の円滑な実施に資するため必要と認めるときは、江府町災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換にあたらせるものとする。

（平常時の連携）

第4条 甲及び乙は、この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認められる事項について、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲、乙押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年7月22日

甲 国土交通省 中国地方整備局長 福田 功

乙 江府町 江府町長 竹内 敏朗

7. 江府町防災の日を定める要綱

江府町防災の日を定める要綱

平成23年8月1日

江府町訓令第43号

(目的)

第1条 この要綱は、平成12年10月6日に発生した鳥取県西部地震を教訓に、あらゆる災害を未然に防止し、町民の自主防災意識の高揚と防災意識の普及を図ることを目的として江府町防災の日を定めるものとする。

(江府町防災の日)

第2条 毎年10月第1日曜日を江府町防災の日と定める。

(江府町防災の日に実施する事項)

第3条 江府町防災の日には、次の事項を実施する。

- (1) 各種防災訓練の実施
- (2) その他必要と認める事項

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はその都度定める。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

江府町防災の日を定める要綱

平成23年8月1日

江府町訓令第43号

(目的)

第1条 この要綱は、未曾有の災害となった東日本大震災はもとより過去に発生した鳥取西部地震等の災害を教訓として、あらゆる災害を未然に防止し、町民の自主防災意識の高揚と防災意識の普及を図ることを目的として江府町防災の日を定めるものとする。

(江府町防災の日)

第2条 毎年10月第1日曜日を江府町防災の日と定める。

(江府町防災の日に実施する事項)

第3条 江府町防災の日には、次の事項を実施する。

- (1) 各種防災訓練の実施
- (2) その他必要と認める事項

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はその都度定める。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

江府町防災の日を定める要綱ここに公布する。

平成23年8月1日

江府町長 竹内敏朗

第3章 災害応急対策計画

第2節 組織計画

1. 防災会議委員名簿

区分	備考
町長	会長
指定地方行政機関職員	1人
鳥取県知事部内職員	3人以内
黒坂警察署長	
町長部内職員	5人以内
江府町教育長	
鳥取県西部広域行政管理組 合江府消防署長	
消防団長	
指定公共機関又は指定職員 公共機関の役員又は職員	2人

2. 江府町防災会議条例

昭和38年12月28日

条例第27号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、江府町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 水防法(昭和24年法律第193号)第25条の水防計画を調査審議すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから、町長が任命する者 1人
 - (2) 鳥取県の知事の部内の職員のうちから、町長が任命する者 3人
 - (3) 町を所轄する警察署長
 - (4) 町長が、その部内の職員のうちから指定する者 5人
 - (5) 教育長
 - (6) 消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから、町長が任命する者 2人
 - (8) 鳥取県西部広域行政管理組合江府消防署長
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、鳥取県の職員、関係指定公共機関の職員、町の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第5条 本会の会議は、必要に応じ会長がこれを招集する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第3号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第26号)抄

この条例は、平成24年8月10日から施行する。

3. 江府町災害対策本部条例

昭和 38 年 12 月 20 日

条例第 28 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)第 37 条において読み替えて準用する同法第 26 条の規定に基づき、江府町災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

- 第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
- 2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
 - 3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

- 第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
 - 3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
 - 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

- 第 4 条 現地対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。
- 2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 27 年条例第 22 号)

この条例は、公布の日から施行する。

第6節 事前措置計画

1. 事前措置の予告通知様式

発江総第 号
平成〇年〇月〇日

様

江府町長

事前措置の予告について(通知)

貴所有(占有)の施設および物件は、災害が発生した場合、現状では災害対策基本法第59条に基づく事前の措置に対象となり得るので、下記事項に留意のうえ、災害時には適切な措置をとられるよう通知します。

設備又は 物件の名称	所在地	数量	措置の方法	備考

第11節 物資の受入れ及び供給に関する計画

1. 災害備蓄品の現況

備蓄倉庫:江府町防災基地(江府町大字美用835-17)

(令和3年4月1日現在)

区分	品目	数量	単位
連携備蓄	①保存食	アルファ米	840 食
		乾パン	256 食
	②要援護者用保存食	アルファ米がゆ	300 食
	③粉乳・ミルク	粉ミルク	1 缶
		液体ミルク	24 本
	④保存水	ペットボトル	1200 本
	⑤保水パック		44 袋
	⑥哺乳ビン	哺乳ビン	2 個
		使い捨て哺乳ビン	25 個
	⑦トイレットペーパー		10 ロール
	⑧生理用品		60 個
	⑨折畳式簡易トイレ	トイレ本体	3 セット
		収集袋及び凝固剤	800 袋
	⑩毛布		221 枚
	⑪紙おむつ(大人用)		96 枚
	⑫紙おむつ(子供用)		48 枚
	⑬救急医療セット		4 セット
	⑭懐中電灯		33 個
	⑮ラジオ		9 台
	⑯乾電池		140 本
	⑰ブルーシート		160 枚
⑱ロープ		9 巻	
⑲タオル		119 枚	
⑳ウェットティッシュ		63 袋	
⑳衛生対策セット	歯磨きシート	231 枚	
	吸熱シート	12 枚	
	ラップ	12 本	
	使い捨てスプーン	346 本	
	割りばし	346 膳	
	アルコール消毒スプレー	2 本	
	ポリ袋	115 枚	

区分	品目		数量	単位
	㊸ブルーシート張りセット	UV土のう	308	個
		防水テープ	19	巻
		ビニールハウスロープ	6	巻
独自保管	段ボールベッド		7	組
	発砲マット		120	枚
	鉄くい		50	本
	発電機		1	台
	LEDバルーンライト		1	台
	災害対策用テント		20	個
	災害用エアベッド		4	個

3. 物資の給与状況

住家被害程度 区分	世帯主氏 名	基礎となった 世帯構成人員	給与 月日	物資給与の品目					実支 出額	備考
				布団	毛布	作業衣	なべ	〇〇		
計	全壊	世帯								
	半壊	世帯								

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし

平成 年 月 日

給与責任者 氏名

印

- (注) 1. 住家の被害程度に全壊（焼）、流失又は半壊（焼）、床上浸水の別を記入すること。
 2. 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。
 3. 物資給与の品名欄に数量を記入すること。

第12節 災害対策資機材等の備蓄・調達

1. 建設機械等の現況

(1) 江府町保有分

(令和3年4月1日現在)

所属課名	道路パトローカー	タンク車	トレーラー	除雪トラック	ショベルローダー	ロータリー除雪車
産業建設課	1	1	1	4	4	2

(2) 建設業者保有分

業者名	ダンプトラック		ブルドーザー	クレーン (ユニット車)	タイヤシヨベル	バックホー	さく岩機	マカダム	タイヤローラー	グレーダー
	普通	小型								
浜本組		2		1		1		1	1	1
住田組		2		1		5	1	1	1	1
かわばた	1	3		1		2		1	1	1
コーセン		3		1	1	3				

第13節 給水計画

1. 給水用資機材の保有状況(町保有分)

所在地	種別	要領	数量	備考
江府町防災基地	給水車	4トン車	1台	
江府町防災基地	給水タンク	2,000リットル	2台	
江府町防災基地	給水タンク	300リットル	3個	
江府町防災基地	ポリ容器	18リットル	30個	
江府町役場	給水袋	6リットル	615袋	

2. 給水施設の現況

(令和3年3月31日現在)

総人口(人)	上水道		簡易水道		専用水道		計		普及率(%)	飲料水供給施設		合計		普及率(%)
	施設数	給水人口	施設数	給水人口	施設数	給水人口	施設数	給水人口		施設数	給水人口	施設数	給水人口	
2,737			15	2,710			15	2,710	99.0			15	2,710	99.0

3. 停電により断水の恐れのある施設並びに対応方法

水道施設名	配水池容量	猶予期間	計画人口	対応方法	関係集落	備考
江尾地区	江尾 415m ³ 大谷 55m ³	10時間 35時間	1135	発電機 水源地用 200V 50KVA 発電機 配水地用 100V 0.5KVA 発電機 加圧ポンプ用 200V 20KVA	江尾地区 小江尾久連 美女石佐川	発電機が使用不可の場合は給水車及び給水タンク等により処置すること。給水タンク等に不足を生じた場合は、近隣市町村に応援要請すること。
貝田地区	111m ³	25時間	163	発電機 送水ポンプ場用 200V 20KVA 発電機 配水地用 100V 0.5KVA	貝田	〃
御机地区	60.7m ³	14時間	125	発電機 水源地用 200V 10KVA 発電機 配水地用 100V 0.5KVA	御机	〃
大河原地区	配水池 63m ³ 減圧水槽 27m ³	69時間 28時間	73	発電機 水源地用 200V 5KVA 発電機 配水地用 100V 0.5KVA	大河原	〃
第二共同地区	新配水池 44m ³ 高区配水池 77m ³ 低区配水池 90m ³	203時間 30時間 28時間	289	発電機 水源地用 200V 15KVA 10KVA 発電機 配水地用 100V 0.5KVA	池ノ内、尾之上原、日の詰	〃
下蚊屋地区	50.8m ³	25時間	98	発電機 水源地用 200V 5KVA 発電機 配水地用 100V 0.5KVA	下蚊屋	〃
助沢地区	43.7m ³	26時間	70	発電機 水源地用 200V 5KVA 発電機 配水地用 100V 0.5KVA	助沢	〃
川筋地区	武庫配水池 89.6m ³ 洲河崎配水池 103.4m ³ 下安井配水池 25.9m ³	6時間 23時間 8時間	565	発電機 水源地用 200V 50KVA 30KVA 発電機 送水ポンプ場用 100V 25KVA	下安井、州河崎、荒田、半の上、宮ノ前、武庫、新道、一旦	〃
柿原地区	63.85m ³	35時間	78	発電機 水源地用 200V 5KVA 発電機 配水地用 100V 0.5KVA	柿原	〃
吉原地区	吉原配水池 36m ³ 西成配水池 40m ³	32時間 68時間	78	発電機 水源地用 200V 15KVA 発電機 配水地用 100V 0.5KVA	吉原、西成	〃
袋原地区	42.1m ³	40時間	42	発電機 水源地用 200V 10KVA 発電機 配水地用 100V 0.5KVA	袋原	〃
大万地区	30m ³	97時間	19	発電機 水源地用 200V 15KVA 発電機 配水地用 100V 0.5KVA	大万	〃
笠良原地区	19m ³	116時間	6	発電機 水源地用 200V 5KVA 発電機 配水地用 100V 0.5KVA	笠良原	〃

5. 災害時における水道及び工業用水道の応急対策業務等に関する基本協定書

鳥取県内西部地区市町村（以下「甲」という。）、鳥取県企業局西部事務所（以下「乙」という。）及び社団法人鳥取県管工事業協会西部支部（以下「丙」という。）は、地震、風災害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合、又はそのおそれがある場合の水道及び工業用水道の応急対策業務等の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における水道及び工業用水道の応急対策業務等について、甲及び乙が丙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定は、西部地区市町村で発生する災害のうち、次に定めるものを対象とする。

- (1) 震度5以上の地震及びその他の大規模な災害
- (2) その他前号と同程度の災害で、甲及び乙が丙の協力が必要であると認めたもの

（対策本部）

第3条 この協定により応急対策業務等を行う場合、対策本部は米子市水道局内に設置する。

（応急対策業務等の内容）

第4条 甲及び乙が丙に協力を要請する応急対策業務等は、次のとおりとする。

- (1) 水道及び工業用水道施設の応急復旧作業
- (2) 水道及び工業用水道施設の工事を指示及び指導できる者の派遣
- (3) 緊急を要する水道及び工業用水道用資機材等の調達及び輸送

(応急対策業務等協力会社)

第5条 丙は、所属会員の中から、応急対策業務等に対して協力をすべき会社（以下「協力会社」という。）の名簿、連絡先等を取りまとめ、協定締結後、速やかに別紙様式1により甲及び乙に提出するものとする。

(待機)

第6条 対象災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、甲及び乙は、丙及び協力会社に待機を要請することを原則とする。

2 丙及び協力会社は、前項の規定により待機の要請があった場合及び自ら対象災害の発生を知り得た場合は、甲及び乙から出動要請又は待機解除の連絡があるまでの間、待機するよう努めるものとする。

3 対象災害が発生した後、出動要請の必要がなくなった場合には、甲及び乙は、速やかに丙及び協力会社に対し、待機を解除する旨を連絡するものとする。

(出動要請)

第7条 甲及び乙は、対象災害が発生した場合であって、丙の所属会員が所有する水道及び工業用水道用資機材等の出動が必要と認めるときは、協力会社の中から、応急対策業務等を施工する会社（以下「施工会社」という。）を決定し、当該施工会社に対して次に掲げる事項を明らかにして、水道及び工業用水道用資機材等応援要請書（別紙様式2）により出動を要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話により出動を要請するものとする。

(1) 災害の状況及び業務内容

(2) 応援を必要とする水道及び工業用水道用資機材等の種類、数量及び人員

(3) 応援を必要とする日時及び場所

(4) 現場担当職員

(5) その他必要な事項

2 前項ただし書の場合において、甲及び乙は、後日施工会社に対し出動

要請の文書を提出するものとする。

(応急対策業務等の実施)

第8条 施工会社は、出勤要請があったときは、甲及び乙の指示に従い、速やかに応急対策業務等の着手に努めるものとする。

2 応急対策業務等に係る現場の指揮は、前条第1項第4号の現場担当職員が行うものとする。ただし、当該職員が現場を指揮できない場合は、当該職員は、公的機関の職員又は当該施工会社の職員の中から代行者を指名できるものとする。

3 施工会社は、業務に当たっては、二次災害が発生しないよう十分留意するものとする。

(報告)

第9条 施工会社は、応急対策業務等を実施した場合には、次に掲げる事項を明らかにして、丙を経由して甲及び乙に水道及び工業用水道用資機材等従事報告書(別紙様式3)により報告するものとする。

(1) 業務に従事した水道及び工業用水道用資機材等の種類、数量及び人員

(2) 業務内容及び場所

(3) 業務に従事した期間

(4) その他必要な事項

(経費の負担)

第10条 応急対策業務等に要する費用は、応急対策業務等を受けた甲又は乙が負担する。

2 経費の算出方法については、災害発生時における当該地域における通常の実費用を基準として、甲、乙及び丙が協議のうえ、決定する。

(損害の負担)

第11条 応急対策業務等により生じた損害については、原則として甲又は乙が負担するものとする。ただし、施工会社の責に帰すべき事由によ

り生じた損害については、施工会社が負担するものとする。

(補償)

第12条 この協定に基づいて応急対策業務等に従事した者が、その業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償については、原則甲及び乙が補償する。

(連絡体制)

第13条 甲、乙及び丙は、この協定に係る連絡体制をそれぞれ定めるものとする。

2 甲、乙及び丙は、前項の規定により連絡体制を定め、又は変更したときは、速やかに相互に通知するものとする。

(効力)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成14年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の60日前までに、甲、乙又は丙のいずれかが文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、更に2年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義を生じた事項については、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書16通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成13年11月19日

(様式 1) 応急対策業務 協力会社名簿

会社名	〒	住所	TEL	FAX	連絡責任者名	携帯TEL	補助者名	携帯TEL	平成	年	月	日	提出
出動可能設備及び人員数													
数量	配管工	名	普通作業員	名	バックホー	台	ダンプトラック	台	ミニトラック	台	転圧機	台	

会社名	〒	住所	TEL	FAX	連絡責任者名	携帯TEL	補助者名	携帯TEL					
出動可能設備及び人員数													
数量	配管工	名	普通作業員	名	バックホー	台	ダンプトラック	台	ミニトラック	台	転圧機	台	

会社名	〒	住所	TEL	FAX	連絡責任者名	携帯TEL	補助者名	携帯TEL					
出動可能設備及び人員数													
数量	配管工	名	普通作業員	名	バックホー	台	ダンプトラック	台	ミニトラック	台	転圧機	台	

会社名	〒	住所	TEL	FAX	連絡責任者名	携帯TEL	補助者名	携帯TEL					
出動可能設備及び人員数													
数量	配管工	名	普通作業員	名	バックホー	台	ダンプトラック	台	ミニトラック	台	転圧機	台	

会社名	〒	住所	TEL	FAX	連絡責任者名	携帯TEL	補助者名	携帯TEL					
出動可能設備及び人員数													
数量	配管工	名	普通作業員	名	バックホー	台	ダンプトラック	台	ミニトラック	台	転圧機	台	

(様式 2)

応 援 要 請

平成 年 月 日 時 分

宛先 米子市水道局

要請町村名 _____

災害復旧班出動要請 (お願い)

災害時における水道及び工業用水道の応急対策業務に関する基本協定書により、直ちに災害復旧班の出動を要請します。

①復旧要請場所 _____

②災害発生状況 _____

③必要資機材 _____

(様式 3)

応急対策業務 出勤日報

年 月 日 曜日

会社名

職種	出勤者氏名	出勤時間
		～
		～
		～
		～
		～
		～
		～
		～
		～
		～

持ち込み機械

甲 米子市加茂町1丁目1番地	米子市長	森田 隆朝	
境港市上道町3, 000番地	境港市長	黒見 哲夫	
西伯郡日吉津村日吉津872番地1.5	日吉津村長	益田 信夫	
西伯郡西伯町法勝寺377番地1	西伯町長	坂本 昭文	
西伯郡会見町天萬558番地	会見町長	三鴨 英輔	
西伯郡岸本町吉長37番地3	岸本町長	河合 勝	
西伯郡淀江町西原1, 129番地1	淀江町長	田口 勝藏	
西伯郡大山町国信550番地1	大山町長	黒田 隆弘	
西伯郡名和町御来屋328番地	名和町長	山口 隆之	

西伯郡中山町赤坂 6 6 番地

中山町長

下池 忠正



日野郡日南町生山 6 1 9 番地

日南町長

矢田 治美



日野郡日野町根雨 1 0 1 番地

日野町長

生田 秀正



日野郡江府町江尾 4 7 5 番地

江府町長

福田 正臣



日野郡溝口町溝口 6 4 7 番地

溝口町長

住田 圭成



乙 鳥取市東町 1 丁目 2 7 1 番地

鳥取県企業局

局長 青木 昭光



丙 米子市西福原 5 丁目 9 番地 5 9

社団法人 鳥取県管工事業協会西部支部

支部長 持田 光雄



6. 災害時・緊急時におけるミネラルウォーターの調達及び飛行場外離発着場利用に関する協定書

江府町（以下「甲」という。）とサントリー天然水株式会社（以下「乙」という。）は、災害時・緊急時におけるミネラルウォーター（以下「飲料」という。）の調達及び乙の奥大山ブナの森工場内に設置された飛行場外離発着場（以下「ヘリポート」という）利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、江府町内における災害時・緊急時において、飲料の調達及びヘリポートの利用を行う必要があると認めるときは、乙に対しその要請を行うことができる。

（定義）

第2条 この協定で「災害時」とは、地震・噴火・津波・台風等の発生により水道・電気等の通常のライフラインが絶たれたときを指す。

また、「緊急時」とは、周辺での救助活動・火災消火活動等の事態が発生した時を指す。

（要請に基づく乙の措置）

第3条 乙は、第1条による要請を受けたときは、速やかに適切な措置を講じるものとする。

（調達の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する飲料は、要請時点で乙が供給可能な数量とする。

（要請の方法）

第5条 飲料供給の要請は、飲料供給要請書（別紙様式1）により行うものとする。ただし、この要請書により要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後速やかに要請書を送付するものとする。

2 ヘリポート利用の要請は、乙が別途鳥取県防災局消防防災航空室と取り交わす「飛行場外離着陸場使用承諾書」に基づくものとする。

（価格）

第6条 飲料の取引価格は、甲及び乙が協議の上決定する。

2 ヘリポートの利用は、無償とする。

（飲料の引渡し）

第7条 飲料の引渡場所は甲が指定するものとし、当該場所において甲の職場又は甲の指定する者が飲料を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（代金の支払）

第8条 引渡しを受けた物資の代金は、乙の請求に基づき可能な限り速やかに支払うものとする。

2 前条に規定する引渡し前に生じた物資の亡失、き損は負担とする。

(情報交換)

第9条 甲及び乙は、この協定の適正な実行を図るために、別紙様式2により災害時の緊急連絡体制を確認し、互いに情報交換に努めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(その他)

第11条 この協定に記載されていないことが発生した場合、甲乙誠意を持って協議し定める。

平成20年4月24日

甲 鳥取県日野郡江府町江尾475番地
江府町長 竹内 敏朗

乙 鳥取県日野郡江府町大字御机字笠良原1177番
サントリー天然水株式会社
代表取締役社長
徳田 昌嗣

飲料供給要請書

様

江府町長

「災害時・緊急時におけるミネラルウォーターの調達及び飛行場外離発着場利用に関する協定書」第5条の規定に基づき、下記の飲料の供給を要請します。

記

1. 供給を要請する理由

2. 供給を要請する飲料及び引渡場所等

飲料の名称	規格	数量	飲料の引渡し場所	引渡し日時	備考

災害時緊急連絡体制表

甲：江府町

連絡 順位	緊 急 連 絡 先		
①		電話番号	
		F A X 番号	
		E-M A I L	
②		電話番号	
		F A X 番号	
		E-M A I L	
③		電話番号	
		F A X 番号	
		E-M A I L	

乙：サントリー天然水株式会社

優先順位	呼び出し先
①	
②	
③	
F A X	

第15節 応急仮設住宅計画

1. 建設業者一覧表

名称	代表者	住所	建設種類	電話番号
(有) 浜本組	浜本伸介	江尾	土木	75-2336
(有) 住田組	住田孝昭	佐川	〃	75-2520
(株) かわばた	川端雄勇	小江尾	〃	75-3362
(株) コーセン	川端登志一	江尾	〃	75-2124
三輪建築工務店	三輪勝	武庫	建築	75-2926
一二三建築工務店	一二三八郎	助沢	〃	75-2893
安田建築	安田豊行	御机	〃	75-3483
(有) 藤原建築工務店	藤原登	貝田	〃	75-3778

第17節 防疫計画

1. 防疫用器材、薬剤の保有状況

(1) 消毒剤

業者名	連絡方法	調達方法	備考
サンキ株式会社米子営業所	電話	必要品目を連絡し、自動車により調達する。	
中国衛材株式会社鳥取営業所			

※必要数量が少ない場合は、町内各薬局に依頼、調達する。

(2) 散布用器材

所有者名	計	噴霧機	散粉機	備考
江府町	4	手動3、動力1	—	

(注)緊急時においては農家より調達も可能

第18節 清掃及び死亡獣畜処理計画

1. 処理施設の状況

(1)ごみ処理施設

設置主体名	施設の名称	施設の所在地	施設の規模
鳥取県西部広域行政管理組合	リサイクルプラザ	西伯郡伯耆町口別所630	49t/日

(2)ごみ運搬車

車別	台数	積載	所有者
特殊者（パッカー）	3	2.0 t	有限会社 白石商事
ダンプ	1	2.0 t	〃
軽トラック	1	0.35 t	〃

(3)し尿処理施設の整備状況

設置主体名	施設の名称	施設の所在地	施設の規模
日野町・江府町・日南町衛生施設組合	清化園	日野郡江府町大字佐川2	15kl/日

第24節 文教対策計画

1. 学用品の給与状況

学校名	学年	児童 生徒 氏名	親権者 氏名	給与 月日	給与品の内訳						実支 出額
					教科書			その他学用品			
					国語	算数		鉛筆	ノート		
計	小学 校										
	中学 校										

学用品を上記のとおり給与したことに相違ありません。

平成 年 月 日

給与責任者(学校長)

氏名

印

- (注) 1 給与年月日は、その児童(生徒)に対して最後に給与した給与月日を記入すること。
2 「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。

第29節 水防計画

1. 水防管理団体関係河川

水防区番号	河川名	現地指導土木事務所	水防管理団体管理者名	備考
20	日野川	日野振興センター 日野県土整備局	江府町長	
	小江尾川			
	船谷川			
	俣野川			

2. 樋門、ため池等の現況

(1) 樋門

番号	河川名	樋門名	位置	構造	高さ、幅 (m)	管理者	操作担当者	連絡先	備考
1	日野川		洲河崎	鋼製	H=3.27 L=13.56	中国電力	米子制御 所職員	0859 22-9817	
2	〃		久連	〃	H=3.18 L=2.42	〃	〃	〃	
3	船谷川		江尾	〃	H/L=0.5	江尾区	江尾区長		
4	〃		〃	〃	H/L=1.0	〃	〃		

(2) ため池

番号	ため池名	位置	構造	堤高	堤長	貯水量	受益面積	管理者	連絡先
1	西成ため池	西成	土堤	8m	140m	67,000m ³	5ha	水利組合長	

4. 江府町水防協議会に関する条例

(昭和62年10月5日)
(条例第16号)

(趣旨)

第1条 この条例は、水防法（昭和24年法律第193号）第26条第5項の規定に基づき、江府町水防協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のあるもののうちから町長が委嘱する。

(任期)

第3条 関係行政機関の職員たる委員の任期は、その職にある期間とし、その他の委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及びその代理者)

第4条 会長は、水防管理者をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ会長の指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 協議会は、委員の3分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報酬及び費用弁償)

第6条 委員の報酬及び費用の弁償については、江府町消防委員会の委員の例による。

(委任)

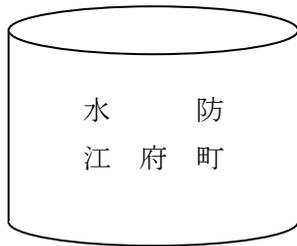
第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

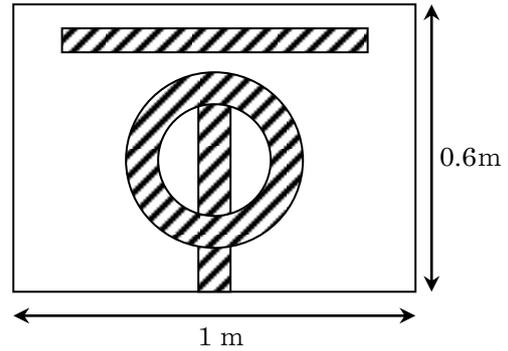
この条例は、公布の日から施行する。

5. 腕章・標識等

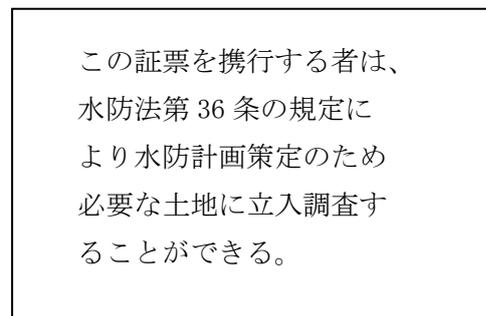
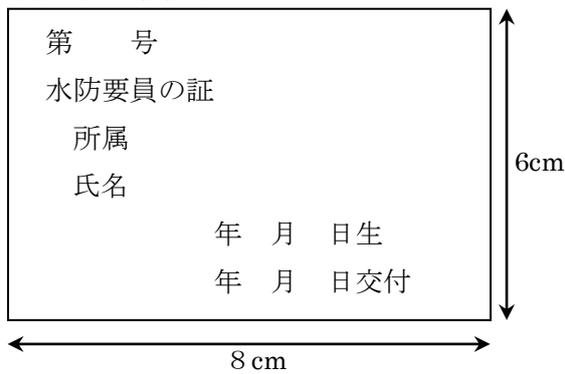
(1) 腕章



(2) 水防団標識



(3) 水防要員の証



6. 公用負担命令権限証

公用負担命令権限証
所 属
氏 名
上記の者に〇〇区域における水防法第21条第1項 の権限行使を委任したことを証明する。
年 月 日
江府町水防本部長 氏名 印

7. 公用負担の証票

第 号				
公用負担命令書				
負担者	住 所			
	氏 名			
物件	数量	負担内訳 (使用・収用・処分)	期日	摘要
年 月 日				

第30節 災害救助法の適用及び災害救助体制

1. 災害救助法による救助の種類、対象、費用の限度額及び期間

(令和2年4月10日施行)

救助の程度及び方法			救助の期間	
救助の種類	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等		
避難所及び応急仮設住宅の供与	避難所	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。 2 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これらの適当な建物を利用することが困難なときは野外に仮設小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施するものとする。 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費とし1人1日当たり330円とする。 2 高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であって避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する福祉避難所を設置した場合、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。 	避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。
	応急仮設住宅	<p>応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの(以下「建設型応急住宅」という。)、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの(以下「賃貸型応急住宅」という。)又はその他適切な方法により供与するものとする。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 建設型応急住宅 <ol style="list-style-type: none"> (1) 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用するものとする。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することを可能とする。 (2) 1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、5,714,000円以内とする。 (3) 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できるものとする。 (4) 福祉仮設住宅(老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。)を建設型応急住宅として設置できるものとする。 (5) 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土 2 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。 3 建設型応急住宅及び賃貸型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第3項又は第4項に規定する期限内とする。 	

救助の程度及び方法			救助の期間																					
救助の種類	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等																						
		<p>地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。</p> <p>2 賃貸型応急住宅 賃貸型応急住宅の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて前号(2)に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。</p>																						
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	炊き出しその他による食品の給与	<p>1 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものとする。</p> <p>2 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物により行うものとする。</p>	炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生日から7日以内とする。																					
	飲料水の供給	飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。	飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生日から7日以内とする。																					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	<p>1 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。)、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。</p> <p>2 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。</p> <p>(1) 被服、寝具及び身の回り品 (2) 日用品 (3) 炊事用具及び食器 (4) 光熱材料</p>	<p>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり1又は2の表に掲げる額の範囲内とする。この場合において季別は、災害発生日をもって決定する。</p> <p>1 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>季別 世帯区分</th> <th>夏季(4月から9月まで)</th> <th>冬季(10月から翌年3月まで)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人世帯</td> <td>18,800円</td> <td>31,200円</td> </tr> <tr> <td>2人世帯</td> <td>24,200円</td> <td>40,400円</td> </tr> <tr> <td>3人世帯</td> <td>35,800円</td> <td>56,200円</td> </tr> <tr> <td>4人世帯</td> <td>42,800円</td> <td>65,700円</td> </tr> <tr> <td>5人世帯</td> <td>54,200円</td> <td>82,700円</td> </tr> <tr> <td>6人以上の世帯</td> <td>54,200円に世帯人員が6人以上1人を増すごとに7,900円を加算した額</td> <td>82,700円に世帯人員が6人以上1人を増すごとに11,400円を加算した額</td> </tr> </tbody> </table>	季別 世帯区分	夏季(4月から9月まで)	冬季(10月から翌年3月まで)	1人世帯	18,800円	31,200円	2人世帯	24,200円	40,400円	3人世帯	35,800円	56,200円	4人世帯	42,800円	65,700円	5人世帯	54,200円	82,700円	6人以上の世帯	54,200円に世帯人員が6人以上1人を増すごとに7,900円を加算した額	82,700円に世帯人員が6人以上1人を増すごとに11,400円を加算した額	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施できる期間は、災害発生日から10日以内とする。
季別 世帯区分	夏季(4月から9月まで)	冬季(10月から翌年3月まで)																						
1人世帯	18,800円	31,200円																						
2人世帯	24,200円	40,400円																						
3人世帯	35,800円	56,200円																						
4人世帯	42,800円	65,700円																						
5人世帯	54,200円	82,700円																						
6人以上の世帯	54,200円に世帯人員が6人以上1人を増すごとに7,900円を加算した額	82,700円に世帯人員が6人以上1人を増すごとに11,400円を加算した額																						

救助の程度及び方法			救助の期間																					
救助の種類	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等																						
		2 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯 <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>季別 世帯区分</th> <th>夏季(4月から 9月まで)</th> <th>冬季(10月から 翌年3月まで)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人世帯</td> <td>6,100 円</td> <td>10,000 円</td> </tr> <tr> <td>2人世帯</td> <td>8,300 円</td> <td>13,000 円</td> </tr> <tr> <td>3人世帯</td> <td>12,400 円</td> <td>18,400 円</td> </tr> <tr> <td>4人世帯</td> <td>15,100 円</td> <td>21,900 円</td> </tr> <tr> <td>5人世帯</td> <td>19,000 円</td> <td>27,600 円</td> </tr> <tr> <td>6人以上の世帯</td> <td>19,000 円に世帯人員が6人以上1人を増すごとに2,600 円を加算した額</td> <td>27,600 円に世帯人員が6人以上1人を増すごとに3,600 円を加算した額</td> </tr> </tbody> </table>	季別 世帯区分	夏季(4月から 9月まで)	冬季(10月から 翌年3月まで)	1人世帯	6,100 円	10,000 円	2人世帯	8,300 円	13,000 円	3人世帯	12,400 円	18,400 円	4人世帯	15,100 円	21,900 円	5人世帯	19,000 円	27,600 円	6人以上の世帯	19,000 円に世帯人員が6人以上1人を増すごとに2,600 円を加算した額	27,600 円に世帯人員が6人以上1人を増すごとに3,600 円を加算した額	
季別 世帯区分	夏季(4月から 9月まで)	冬季(10月から 翌年3月まで)																						
1人世帯	6,100 円	10,000 円																						
2人世帯	8,300 円	13,000 円																						
3人世帯	12,400 円	18,400 円																						
4人世帯	15,100 円	21,900 円																						
5人世帯	19,000 円	27,600 円																						
6人以上の世帯	19,000 円に世帯人員が6人以上1人を増すごとに2,600 円を加算した額	27,600 円に世帯人員が6人以上1人を増すごとに3,600 円を加算した額																						
医療及び助産	1 医療は、災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものとする。 2 医療は救護班によって行うものとする。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院又は診療所(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定する柔道整復師(以下「施術者」という。)を含む。)において医療(施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。)を行うことのできるものとする。 3 医療は、次の範囲内において行うものとする。 (1) 診療 (2) 薬剤又は治療材料の支給 (3) 処置、手術その他の治療及び施術 (4) 病院又は診療所への収容 (5) 看護	医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。	医療を実施できる期間は、災害の発生の日から14日以内とする。																					
	助産 <ol style="list-style-type: none"> 1 助産は、災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものとする。 2 助産は次の範囲内において行うものとする。 (1) 分べんの介助 (2) 分べん前及び分べん後の処置 (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料 	助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の8割以内の額とする。	助産を実施できる期間は、分べんした日から7日以内とする。																					

救助の程度及び方法			救助の期間
救助の種類	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等	
	の支給		
被災者の救出	災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して捜索又は救出を行うものとする。	被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。	被災者の救出期間は、災害発生の日から3日以内とする。
被災した住宅の応急修理	住宅の応急修理は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うものとする。 1 災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理することができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者(前号に該当する者を除く。)	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり次の額以内とする。 1 2に掲げる世帯以外の世帯 595,000 円 2 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000 円	住宅の応急修理は、災害発生の日から1月以内に完了するものとする。
生業に必要な資金の貸与	生業に必要な資金の貸与については、別に定める。		
学用品の給与	1 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童(特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行うものとする。 2 学用品の給与は、被害の実情に応じ次に掲げる品目以内において現物をもって行うものとする。 (1) 教科書 (2) 文房具 (3) 通学用品	学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。 1 教科書代 (1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用しているものを給与するための実費 (2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費 2 文房具及び通学用品 小学校児童1人につき 4,500 円 中学校生徒1人につき 4,800 円 高等学校等生徒1人につき 5,200 円	学用品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については、15日以内とする。
埋葬	1 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。 2 埋葬は、次の範囲内において、なるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給するものとする。	埋葬のため支出できる費用は、1体当たり、大人 215,200 円以内、小人 172,000 円以内とする。	埋葬を実施できる期間は、災害の発生の日から10日以内とする。

救助の程度及び方法			救助の期間
救助の種類	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等	
	(1) 棺(附属品を含む。) (2) 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。) (3) 骨つぼ及び骨箱		
死体の捜索	死体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。	死体の捜索のため、支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。	死体の捜索の期間は、災害発生の日から10日以内とする。
死体の処理	1 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものとする。 2 死体の処理は、次の範囲内において行うものとする。 (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理 (2) 死体の一時保存 (3) 検案 3 検案は、原則として救護班によって行うものとする。	死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるとおりとする。 1 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,500円以内の額とする。 2 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費の額とし、既存建物を利用できない場合は1体当たり5,400円以内の額とする。これらの場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要なときは、当該地域における通常の実費を加算することができる。 3 検案が救護班によることができない場合は当該地域の慣行料金の額以内とする。	死体の処理の期間は、災害発生の日から10日以内とする。
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去	障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。	障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、区市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が137,900円以内の額とする。	障害物の除去の期間は、災害発生の日から10日以内とする。
救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費の支出は、次に掲げる事項に対して行うものとする。 (1) 被災者の避難に係る支援 (2) 医療及び助産 (3) 被災者の救出 (4) 飲料水の供給 (5) 死体の捜索 (6) 死体の処理 (7) 救済用物資の整理配分	救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。	救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。

第4章 災害復旧計画

第2節 被災者の生活確保に関する計画

1. 被災者生活再建支援制度の対象となる被災世帯

市町村等において10世帯以上の住宅全壊被害が発生した自然災害

- ①住宅が「全壊」した世帯
- ②住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)
- ⑤住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯)

2. 支援金の支給額

(※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

	基礎支援金	加算支援金		計
	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)		
①全壊 (損害割合 50%以上) ②解体 ③長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	150万円
④大規模半壊 (損害割合 40%台)	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円
⑤中規模半壊 (損害割合 30%台)	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借(公営住宅を除く)	25万円	25万円

第5章 事故災害等対策計画

第5節 危険物等災害予防計画

1. 危険物取扱業者(危険物施設)一覧表

(平成 25 年 1 月 1 日現在)

事業所名	所在地	施設名	品名	最大数量
(株)ニューレミコン	武庫 106-6	給油 自家用	軽油	9,600
休暇村大山鏡ヶ成	大字御机 709-1	屋内貯蔵所	軽油	4,800
		地下タンク貯蔵所	重油	20,000
		〃	重油	20,000
鳥取西部ジェイエイサービス江府給油所	大字小江尾字坂根 5-1	給油取扱所	ガソリン	30,000
		〃	軽油	15,000
		〃	灯油	15,000
		〃	オイル	1,900
		移動タンク貯蔵所 単一車	軽油	2,000
(有)白石商事江尾給油所	佐川字五反田 1018-1	給油取扱所	ガソリン	20,090
			軽油	10,000
			灯油	10,000
			廃油	2,000
		移動タンク貯蔵所 単一車	重油	3,000
〃	灯油	3,000		
西日本高速江府料金所	大字佐川井手平ラ 1087	給油 自家用	軽油	4,000
中国電力俣野川発電所	俣野	地下タンク貯蔵所	軽油	8,000
		一般取扱所	タービン油	47,400
		〃	〃	47,400
		〃	〃	47,400
		〃	〃	47,400
(有)日建レミコン	佐川字砂田 1011-1	給油 自家用	軽油	9,600
日野建設業協同組合	久連字中河原 453-6	給油 自家用	軽油	19,100
		地下タンク貯蔵所	重油	20,000
清化園 (し尿処理施設)	佐川字小原 9	地下タンク貯蔵所	重油	8,000

事業所名	所在地	施設名	品名	最大数量
江府町立江府小学校	小江尾 62	一般取扱所	灯油	4,000
(有)森和重機	佐川 159-12	給油 自家用	軽油	19,200
奥大山自然ふれあい促進センター	御机字大平原 837-1	地下タンク貯蔵所	灯油	5,000
奥大山の水処理加工施設	御机 810-1	地下タンク貯蔵所	重油	6,000
JA 鳥取西部江府ライスセンター	江尾 2197	地下タンク貯蔵所	灯油	5,000
天然水奥大山ブナの森工場	御机 1177	一般取扱所	オイル	12,000

第8節 雪害予防計画

1. 主要な除雪区間

(1) 町道

(令和3年4月1日現在)

	路線名	区間	除雪目的
1	江尾貝田三ノ沢線	江尾～上大河原	物資輸送の円滑化及び通学路の確保
2	佐川柿原西成線	国道～柿原	〃
3	久連洲河崎線	} 保育園～夜振橋	〃
4	入江白住線		〃
5	吉原1号線	吉原集落内	〃
6	小江尾学校線	県道～江府小学校	〃
7	江尾宮の段線	国道～本五	〃
8	宮の段小江尾線	本五～県道	〃
9	下宮の段小江尾線	本五	〃
10	美用栗尾線	県道～栗尾	〃
11	江尾杉谷美用原線	江尾～杉谷	〃
12	小原線	小原集落内	〃
13	下蚊屋1号線	下蚊屋集落内	〃
14	下蚊屋3号線	下蚊屋上～岡山県境	〃
15	江尾久連大谷線	久連橋～大谷	〃
16	池ノ内線	池ノ内集落内	〃
17	武庫1号線	武庫集落内	〃
18	佐川小原線	国道～清化園	〃
19	久連川平線	久連～発電所	〃
20	洲河崎下安井線	洲河崎～下安井	〃
21	荒田半ノ上武庫線	荒田～半ノ上～武庫	〃
22	半ノ上宮の前線	半ノ上～宮の前	〃
23	美用1、2号線	県道～美用集落下	〃
24	西門坂線	国道 482 号～本二	〃
25	大河原1号線	広域農道～須郷	〃
26	御机線・御机3号線	御机集落内	〃
27	江尾川端線	国道 482 号～三島宅	〃
28	北平線	国道 482 号～上小江尾橋	〃
29	荒田線	荒田半の上武庫線～吉村宅	〃
30	荒田3谷線	荒田半の上武庫線～藤原宅	〃
31	半の上線	荒田半の上武庫線～水田宅	〃

	路線名	区間	除雪目的
32	新道線	県道～新道防火水槽	〃
33	佐川4号線	国道 181 号～町営住宅～ 国道 181 号	〃
34	宮市原線	宮市集落内	〃
35	大河内線	国道 482 号～助沢下～ 国道 482 号	〃
36	池ノ内3、4号線	県道～池ノ内一号線	〃
37	尾之上原1、2号線	県道～集落上	〃
38	森田線	江府小学校～仲嶋宅	〃
39	久連代線	分譲住宅内	〃
40	久連線	久連橋～関内宅	〃
41	洲河崎1、2号線	洲河崎集落内	〃
42	杉谷1、2号線	杉谷集落内	〃
43	一旦線	一旦集落内	〃
44	栗尾線	栗尾集落内	〃
45	大河原2号線	下大河原集落内	〃
46	吉原2号線	吉原集落内	〃
47	吉原御机線	須郷～吉原別れ	〃
48	御机1、2号線	御机集落内	〃
49	貝田1、2号線	貝田集落内	〃
50	日ノ詰1号線	日ノ詰集落内	〃
51	佐川1、2、3、5号線	佐川集落内	〃
52	江尾町内1号線	JA下口～江府町防災情報センター	〃
53	江尾町内3号線	江尾新町上	〃
54	江尾本町停車場線	国道 181 号～国道 482 号	〃
55	南谷線	上の段広場前～南谷川	〃
56	大河原4号線	中大河原～上大河原	〃
57	下蚊屋線	国道 482 号～下蚊屋	〃
58	袋原線	袋原集落内	〃
59	役場新庁舎	国道 181 号～施設内	〃

(2)国・県道

(令和3年4月1日現在)

路線名	区間	除雪目的
一般国道 181 号	江府町地内全区間	国、県の道路管理者がそれぞれの除雪計画に基づき交通の確保を図る。
一般国道 482 号	〃	
主要地方道倉吉江府溝口線	〃	
主要地方道岸本江府線	〃	
一般県道如来原御机線	〃	
一般県道上徳山俣野江府線	〃	

2. なだれ危険箇所

(令和3年4月1日現在)

番号	箇所名	位置	人家	公共的建物		備考
		大字		種類	数	
1	佐川	佐川	10			
2	小江尾	小江尾	14	公民館	1	
3	江尾上町	江尾上町	9	公民館	1	
4	洲河崎	洲河崎	7			
5	吉原	吉原	8	公民館	1	
6	杉谷下	杉谷下	9			
7	下蚊屋	下蚊屋	25	公民館	1	
8	池ノ内	池ノ内	5	公民館	1	

3. 孤立が予想される部落

(令和3年4月1日現在)

部落名	所在地	世帯数	人口	近接部落との距離
深山口	俣野	4	6	日の詰:3.2
美女石(大谷地区)	久連	3	8	久連:3.0
栗尾	美用	9	18	美用:2.0

江府町地域防災計画 資料編

発行日 令和4年1月
発行 鳥取県 江府町

〒689-4401

鳥取県日野郡江府町大字江尾 1717 番地 1

TEL: 0859-75-2211

FAX: 0859-75-2389

企画・編集 江府町 総務課
